

知的障がい児・者 のための 制度利用のしおり



山形市
【令和8年6月版】

療育手帳の等級別該当制度一覧

- 1 この表は、各制度がどちらの障がい程度の方を対象としているかの目安を示したものです。
- 2 制度によっては様々な制限等がありますので、本文とあわせてご利用ください。
- 3 この表で使用している略号は、次のとおりです。

●：ほぼ該当 △：一部該当 □：障がいの種類や等級に関わり無く各制度の条件により該当

★手続きによってはマイナンバー確認書類(個人番号カード、通知カード等)が必要になります。あわせて身分を確認できるもの(運転免許証、障がい者手帳等)をお持ちください。(P48 参照)

制 度 名		重 度 A	中 軽 度 B	所 得 制 限	摘 要	頁
療育手帳の交付 ★		●	●			4～5
医 療	重度心身障がい(児)者医療給付制度 ★	●	△	有		6
	親子健やか医療給付制度 ★	□	□	有		6
	後期高齢者医療制度 ★	●			65歳以上	7
	高額療養費 ★	□	□			7
日 常 生 活	日常生活用具の給付 ★	△		有		8
	紙おむつの支給	△		有	65歳未満	8
	市営・県営住宅の優遇措置	●	●			9
	生活福祉資金の貸付	●	●	有		9
	山形市避難行動支援制度	●	△			10
	雪かき支援の相談・雪下ろし等の補助事業	△		有		11
	緊急を要するスズメバチの巣の駆除	□		有		12
	ごみ出し支援事業・ごみ袋支給事業	□				13
	ヘルプマーク・ヘルプカード・介護マーク	□	□			14～15
社 会 参 加	タクシー運賃・給油料金の助成	●				16
	交通料金の割引	●	●			17-18
	身体障がい者等用駐車施設利用証 駐車禁止除外指定車標章	●				19-20
	ふれあいバスの運行	□	□		社会福祉団体等	20
	福祉有償運送	□	□			21
	携帯電話基本使用料等の割引	●	●			21
	NTT 電話番号案内サービス(ふれあい案内)	●	●			21
	青い鳥郵便葉書の配布	●			4月～5月受付	22
	福祉サービス利用援助事業、成年後見制度	□	□			22
	山形市特別支援学校等通学支援事業	□	□			23
税 の 控 除 や 減 免	所得税・住民税の控除、障がい者が受けられる特例 ★	●	△			24
	自動車税の減免	●				25-26
	市有施設使用料の免除	●	●			27
	その他の施設使用料の免除	●	●			27
	市営駐車場・駐輪場料金の免除	●	●			27
	日本放送協会(NHK)放送受信料の免除	△	△	有		28
	障がい者手帳アプリ「ミライロ I D」による減免	●	●			28
	福祉定期預金制度	□	□			28
年 金 手 当	障がい年金	□	□		20歳以上	29
	特別障がい者手当 ★	□	□	有	20歳以上	30
	障がい児福祉手当 ★	□	□	有	20歳未満	30
	特別児童扶養手当 ★	□	□	有	20歳未満	31
	山形市重度心身障がい者福祉手当	□	□			31
	山形市重度心身障がい児福祉手当	□	□			32
	児童扶養手当 ★	□	□	有	20歳未満	32
	山形市健やか教育手当 ★	□	□	有	中学生以下	33
	心身障がい者扶養共済	□	□		65歳未満	33
	山形市重度障がい者介護者激励金	△				34
	傷病手当金	□	□			34
	生活保護	□	□			34
	産科医療補償制度	□	□			35
	自立支援給付費制度 ★	□	□			36
地域生活支援事業 ★		□	□			42
児童に係る通所・入所給付制度 ★		□	□			44

はじめに

このしおりは、山形市にお住まいの知的障がい者の方や家族の方が利用できる各種制度の概要や相談等の窓口を紹介し、日常生活の手引きとして活用していただくため作成しました。
 なお、本文中、法律等に基づく用語についても「障がい」と表記しています。

目 次

	ページ	担 当	電話（内線番号）
1 相談等の窓口			
（１）行政等相談窓口	1～2	各種相談窓口	
（２）知的障がい者相談員	3	各相談員	
2 療育手帳			
（１）療育手帳	4	障がい福祉課 障がい福祉第二係	580・621
（２）山形市における療育手帳所持者数	5		
（参考）療育手帳新規申請について	5		
3 医療			
（１）重度心身障がい（児）者医療給付制度	6	障がい福祉課 給付係	542・550
（２）親子健やか医療給付制度	6	こども家庭支援課 医療係	559・576
（３）後期高齢者医療制度	7	国民健康保険課 高齢者医療係	353・359
（４）高額療養費【山形市国民健康保険の場合】	7	国民健康保険課 国保医療係	357・358
4 日常生活			
（１）障がい児・者日常生活用具の給付	8	障がい福祉課 給付係	542・550
（２）紙おむつの支給	8	障がい福祉課 給付係	542・550
（３）市営・県営住宅の優遇措置	9	山形市市営住宅管理センター 山形県すまい・まちづくり公社	673-0300 647-0781
（４）生活福祉資金の貸付	9	山形市社会福祉協議会	676-7223
（５）山形市避難行動支援制度	10	防災対策課 地域防災係	380・381
（６）雪かき支援の相談	11	障がい福祉課 給付係	542
（７）雪下ろし等の補助事業	11	長寿支援課 長寿福祉係	566・569
（８）緊急を要するスズメバチの巣の駆除	12	障がい福祉課 給付係	549・550
（９）ごみ出し支援事業	13	循環型社会推進課 分別収集係	694～696・686
（10）ごみ袋支給事業	13	循環型社会推進課 循環型社会計画係	689
（11）ヘルプマーク・ヘルプカード	14	障がい福祉課 管理係	397・625
（12）介護マーク	15	長寿支援課 長寿福祉係	566・569

	ページ	担 当	電話（内線番号）
5 社会参加			
(1) タクシー運賃・給油料金の助成	16	障がい福祉課 給付係	550
(2) 交通料金の割引	17～18		
(ア) バス運賃の割引等	17	各バス会社	
(イ) タクシー等の運賃割引	17	各タクシー会社	
(ウ) 国内航空運賃の割引	18	各航空会社	
(エ) J R等鉄道運賃の割引	18	各鉄道会社	
(オ) 有料道路通行料金の割引	18	各高速道路会社・障がい福祉課 給付係	542・549・550
(3) 身体障がい者等用駐車施設利用証	19～20	山形県庁 地域福祉推進課 村山保健所 地域健康福祉課	630-2268 627-1143
(4) 駐車禁止除外指定車標章	20	山形警察署	627-0110
(5) ふれあいバスの運行	20	地域共生社会課	768
(6) 福祉有償運送	21	長寿福祉課 長寿福祉係	566・569
(7) 携帯電話基本使用料等の割引	21	各携帯電話会社	
(8) N T T 電話番号案内サービス（ふれあい案内）	21	N T T ふれあい案内事務局	0120-104174
(9) 青い鳥郵便葉書の配付	22	日本郵便(株)山形中央郵便局 日本郵便(株)山形南郵便局	0570-943-561 0570-075-497
(10) 福祉サービス利用援助事業	22	山形市社会福祉協議会	674-0680
(11) 成年後見制度	22	山形市成年後見センター (山形市社会福祉協議会内)	674-0680
(12) 山形市特別支援学校等通学支援事業	23	障がい福祉課 障がい福祉第一係	873
6 税の控除や各種利用料等の減免（優遇）			
(1) 所得税・住民税の控除	24	市民税課	304～310
		山形税務署（国税相談専用ダイヤル）	0570-00-5901
(2) 障がい者が受けられる特例	24	山形税務署（国税相談専用ダイヤル）	0570-00-5901
(3) 自動車税の減免	25～26		
軽自動車税（種別割）の減免	25～26	市民税課	311
自動車税の減免（登録を伴わない場合）	25～26	村山総合支庁 課税課	621-8256
自動車税の減免（登録を伴う場合）	25～26	村山総合支庁 課税課（漆山駐在）	686-5990
(4) 市有施設使用料の免除	27		
(5) その他の施設使用料の免除	27		
(6) 市営駐車場・駐輪場料金の免除	27	一般財団法人山形市都市振興公社	631-0831
(7) 日本放送協会（NHK）放送受信料の免除	28	N H K 山形放送局経営管理企画センター	625-9522
(8) 障がい者手帳アプリ「ミライロ I D」による減免	28	障がい福祉課 給付係	542・549
(9) 福祉定期預金制度	28	各金融機関	
7 年金・手当			
(1) 障がい年金	29	市民課 国民年金係 日本年金機構山形年金事務所	401・402 645-5111
(2) 特別障がい者手当	30	障がい福祉課 給付係	549・550
(3) 障がい児福祉手当	30	障がい福祉課 給付係	549・550
(4) 特別児童扶養手当	31	障がい福祉課 障がい福祉第一係	873
(5) 山形市重度心身障がい者福祉手当	31	障がい福祉課 給付係	549・550
(6) 山形市重度心身障がい児福祉手当	32	障がい福祉課 給付係	549・550
(7) 児童扶養手当	32	こども家庭支援課 手当係	558・575
(8) 山形市健やか教育手当	33	こども家庭支援課 手当係	558・575
(9) 心身障がい者扶養共済	33	障がい福祉課 給付係	542・550
(10) 山形市重度障がい者介護者激励金	34	障がい福祉課 給付係	542・550
(11) 傷病手当金	34	各医療保険者（医療保険者名は被保険者証に記載）	
(12) 生活保護	34	生活支援課 保護係	591・592・593・594
(13) 産科医療補償制度	35	産科医療補償制度専用コールセンター	0120-330-637

	ページ	担 当	電話（内線番号）
8 自立支援給付制度			
（１）自立支援給付制度とは	36		
（２）自立支援給付制度の体系	36～37	障がい福祉課	
（３）計画相談支援	37～38	障がい福祉第一係 （身体障がい者 ・障がい児）	589・590
（４）支給決定までの流れ	38～40	障がい福祉第二係 （知的障がい者 ・精神障がい者）	580・621
（５）利用者負担の仕組み	40～41		
（６）留意事項	41		
9 地域生活支援事業			
（１）地域生活支援事業とは	42	障がい福祉第一係	589・590
（２）地域生活支援事業の内容	42～43	障がい福祉第二係	580・621
10 児童に係る通所・入所給付制度			
（１）児童に係る通所・入所給付制度とは	44		
（２）給付の対象となる障がい児とは	44		
（３）児童に係る通所・入所給付制度の体系	44	障がい福祉第一係	589・873
（４）サービス利用までの流れ(障がい児通所給付)	45		
（５）利用者負担の仕組み	46		
（６）留意事項	46		

	ページ
1 1 その他	
(1)障害者職業能力開発校等	47
(2)障がい者福祉団体等	47
(3)保養所	47

1 2 参考資料

(1)個人番号（マイナンバー）の確認及び 本人確認について	48
(2)特別障がい者手当の対象基準	49～50
(3)障がい児福祉手当の対象基準	50
(4)特別児童扶養手当の対象基準	51～52
(5)特別障がい者手当、障がい児福祉手当、 特別児童扶養手当の所得制限の限度額表	53
(6)市有施設使用料等減免施設の一覧	54～58
(7)自立支援給付費に係るサービス事業所一覧	59～65
(8)障がい児通所給付費に係るサービス事業所一覧	66～68
(9)相談支援事業所一覧	69
(10)地域生活支援事業登録・指定事業所一覧	70～71

1 相談等の窓口

(1)行政等相談窓口

相談窓口	連絡先	相談内容等	
山形市福祉事務所	山形市旅籠町2-3-25 TEL:641-1212(代表) FAX:632-7091(障がい福祉課)	各種相談(障がい者に対する虐待・差別等)、援護、各種制度の申請等の窓口です。※市内6か所の委託相談支援事業所にも障がいに関する相談業務を委託しています(次頁参照)。	
	相談内容	担当課	窓口番号
	障がい者福祉制度	障がい福祉課	市役所2階 26
	高齢者福祉制度	長寿支援課	市役所2階 28
	介護保険制度	介護保険課	市役所2階 27
	児童福祉制度 (保育所、児童手当、 放課後児童クラブ等)	こども未来課	市役所1階 11
		保育育成課	市役所1階 11
		こども家庭支援課	市役所2階 10
	生活保護	生活支援課	市役所2階 25
山形県知的障がい者 更生相談所	山形市十日町1-6-6 山形県保健福祉センター内 TEL:627-1100(代表) FAX:627-1114	知的障がい者の専門相談、障がいの判定、援護のための専門的な判定、巡回相談等を行っています。	
山形県中央児童相談所		児童(18歳未満)のさまざまな問題の相談のうち、専門的な調査・判定、療育手帳の判定、必要な指導等を行っています。	
山形県村山保健所		精神障がい者、ひきこもり等の相談、指導及び乳幼児等の健康相談、家庭訪問等を通じて障がい児の早期発見等を行っています。特定疾患医療等の窓口です。	
山形市保健所	山形市城南町1-1-1 (霞城セントラル 4階) 健康増進課 こころの健康係 TEL:616-7275 FAX:616-7276	心の健康相談、精神保健全般に関する相談、ひきこもり相談を行っています。精神科医師による面接相談(月1回)、ひきこもり相談(月1回)は、予約制です。また、医療継続・受診等に関する相談や訪問指導、自殺対策に関する業務等を行います。	
山形県発達障がい者 支援センター	上山市河崎3-7-1 山形県立こども医療療育センター内 TEL:673-3314 FAX:673-3360	発達障がい(広汎性発達障がい、注意欠陥/多動性障がい、学習障がい)についての相談を行っています。	
山形県難病相談 支援センター	山形市小白川町2-3-30 TEL・FAX:631-6061 (小児慢性専用) TEL:664-0179	難病や小児慢性特定疾病に関する相談、情報提供、ピアサポートや難病カフェ等の地域交流を行い、安定した療養生活の支援を行っています。	
山形公共職業安定所 (ハローワークやまがた)	山形市桧町2-6-13 TEL:684-1521 FAX:684-2448	障がい者の職業相談・職業紹介の専門窓口を設置しています。また、雇用保険の給付や職業訓練のあっせん等も行います。	

相談窓口		連絡先	相談内容等
山形障害者職業センター		山形市小白川町2-3-68 TEL:624-2102 FAX:624-2179	ハローワークとの密接な連携の下、就職に向けた相談や職業評価、職場定着・復職のための相談などを行っています。
村山障害者就業・生活支援センター(ワークライフサポートふうれ)		山形市桜田南1-19 TEL:615-8152 FAX:665-1415	雇用・福祉・医療・教育等の関係機関と連携をとり、就業及びそれに伴う生活に関する相談、就職活動支援、職場定着支援を行っています。
日本年金機構 山形年金事務所		山形市あかねヶ丘1-10-1 TEL:645-5111 FAX:647-5117	国民年金・厚生年金等の相談、申請等の窓口となっています。
山形労働基準監督署		山形市緑町1-5-48 TEL:608-5257 FAX:624-8220	仕事や通勤が原因で負傷した方に対して、治療費の補償(※1)、休業補償(※2)、後遺症の補償、現場復帰の援助等を行っています。(※1、※2は治癒(症状固定)前のものが対象)
山形市社会福祉協議会		山形市城西町2-2-22 TEL:645-9230 FAX:645-9236	相談、情報提供、ボランティア育成等の地域福祉活動の推進、生活福祉資金の貸付等の窓口となっています。
民生委員・児童委員		担当地域は、地域共生社会課へお問合せください。	さまざまな福祉の相談、支援を行い、関係機関と協力し地域福祉の増進を図っています。
山形市委託相談支援事業所(基幹相談支援センター)	山形コロニー相談支援センター	山形市桜田南1-19 TEL:641-2626 FAX:666-8853	山形市から委託を受けた、障がいに関する相談窓口です。 障がいに関する様々な相談に対し、専門的職員が必要な情報を提供するとともに、 ・行政や事業所などの機関との連絡調整 ・福祉サービス利用申請手続きの受付 ・福祉タクシー券の交付 ・障がい者の人権擁護(虐待・差別等)に関する相談受付等を行います。 障がいの種別を問わず、各種相談は無料で利用できますので、お気軽にご利用ください。
	向陽園地域生活支援センター心音	山形市江俣1-9-26 TEL:679-3244 FAX:679-3744	
	地域活動支援センターおーる	山形市城南町2-4-25 TEL:647-4266 FAX:647-4268	
	山形市社会福祉協議会障がい者相談支援センター	山形市城西町2-2-22 TEL:646-5660 FAX:645-9073	
	指定相談支援事業所まんさく	山形市蔵王半郷1366-2 TEL:688-3531 FAX:688-3532	
	ゆあーず	山形市宮町1-3-36 TEL:666-8381 FAX:666-8385	
山形市成年後見センター		山形市城西町2-2-22 TEL:674-0680 FAX:645-9073	精神等の障がいや認知症により、判断能力が十分でない方の権利を守るため、成年後見制度などに関する相談を行っています。
障がい者 110 番 (障がい者なんでも相談室)		山形市大字大森385 (山形県身体障害者福祉会館内) TEL・FAX:687-5333	障がいのある方や、そのご家族または関係者の方からの日常生活での心配ごとや悩み相談を行っています。 月～金 8:30～17:00 (年末年始・祝日を除く。)
山形県福祉サービス運営適正化委員会		山形市小白川町2-3-31 TEL:626-1755 FAX:626-1770	福祉サービス利用のことで、不満や苦情があった時、相談を受付け、話し合いで解決できるようお手伝いをしています。

（２）知的障がい者相談員

山形市が委託した相談員です。知的障がい者の家庭における療育、生活などに関する相談を受け、関係機関との連絡を行います。相談員の方の連絡先などは障がい福祉課にお問い合わせください。

2 療育手帳

(1)療育手帳

窓口	障がい福祉課 第二係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	580・621		

療育手帳制度は、手帳を提示することにより、知的障がい(児)者が各種の援助措置を受けやすくすることを目的にしたものです。

【対 象 者】児童相談所または知的障がい者更生相談所(以下、相談所。)で知的障がい(児)者であると判定された方に療育手帳が交付されます。

【障がい程度】障がいの等級は、A(重度障がい)とB(中軽度障がい)に分かれており、その判定は、18歳未満の児童は児童相談所、18歳以上の方は知的障がい者更生相談所で行われます。

【各 種 申 請】

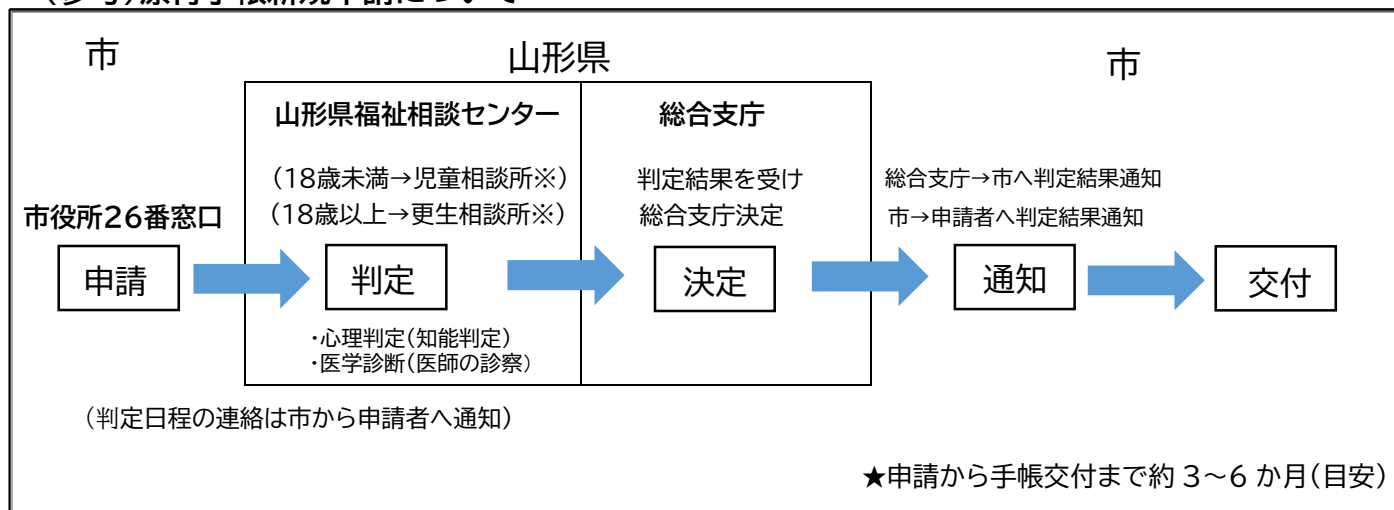
申請種別	説明	持ち物
交付 (新規)	市役所障がい福祉課窓口へ申請し、その後、相談所で判定を受けていただきます。相談所の判定に基づき山形県より療育手帳が交付されます。 詳しくは次ページの図を参照	・マイナンバー確認書類 ・母子手帳 ・顔写真(縦4cm×横3cm) ・知能検査又は発達検査の結果票(過去に受けている場合)
程度確認 (再判定)	療育手帳交付後、障がい程度を確認するため、再判定を受けていただく場合があります。判定時期は療育手帳に「次の判定年月」として記載されています。判定の時期が近づきましたら、山形市より案内を送付します。忘れずに手続きを行ってください。	・療育手帳 ・母子手帳
記載事項変更 (氏名変更・転居・転入等)	療育手帳交付後に本人及び保護者の氏名変更または住所変更等が生じた場合は、障がい福祉課で手続きを行ってください。	・療育手帳 ※県外からの転入の場合 ・マイナンバー確認書類 ・顔写真(縦4cm×横3cm)
転出	療育手帳交付後に県外へ転出された場合は、転出先の市区町村窓口で新たに手帳交付の手続きを行ってください。	・療育手帳 ※転出先の市区町村窓口にお問い合わせください。
再交付 (紛失・破損等)	療育手帳が紛失または破損した場合は、再交付の申請ができます。障がい福祉課で手続きを行ってください。	・療育手帳(破損の場合のみ) ・マイナンバー確認書類 ・顔写真(縦4cm×横3cm)
返還 (死亡等)	療育手帳の交付を受けた方が死亡した場合や療育手帳を必要としなくなった場合は、療育手帳を返還する必要があります。障がい福祉課で手続きを行ってください。	・療育手帳

※顔写真については縦4cm×横3cmで、脱帽して上半身を写したものの(宗教上または医療上の理由により、顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布等で覆うことを妨げない)であり、写真用紙に印刷されているもの。

(2)山形市における療育手帳所持者数(令和8年3月31日現在)

	18歳未満	18歳以上	合計人数
障がい程度A(重度)	116	495	611
障がい程度B(中軽度)	307	1,040	1,347
合計人数	423	1,535	1,958

(参考)療育手帳新規申請について



※児童相談所と更生相談所は山形県福祉相談センターの機関

障がい福祉課窓口での申請時、母子手帳を参照しながら成育歴等の聞き取り(30分～1時間)を行います。

申請の際は、事前に電話でご連絡をお願いします。

【連絡先】 障がい福祉課
障がい福祉第二係
641-1212(内線580・621)



3 医療

(1) 重度心身障がい(児)者医療給付制度

心身に著しい障がいがある方の医療費(保険診療分)の自己負担額を軽減する制度です。

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542・550		

【対象者の要件】

1 障がいの要件(次のいずれかの障がいがある方)

- ・ 身体障がい者手帳1、2級
- ・ 療育手帳A
- ・ 精神障がい者保健福祉手帳1級
- ・ 特別児童扶養手当1級
- ・ 公的年金各法の障がい年金1級
- ・ 身体障がい者手帳3級かつ療育手帳B

2 所得要件

受給対象者の市民税所得割額が23万5千円未満の方

※市民税所得割額及び所得税額は18歳以下の扶養親族がいる場合、扶養控除の加算分を反映して算定します。所得による判定等については、担当窓口へお問い合わせください。

【申請に必要なもの】 マイナンバーの確認が必要な手続きです。

障がいの程度を証明するもの、健康保険の資格が分かるもの(資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータル健康保険の資格確認画面)、印鑑、身元を確認できるもの

【一部負担】

受給対象者及び受給対象者の扶養義務者(健康保険の被保険者、又は税金上の扶養義務者)のうち所得税が課税されている方がいる場合は一部負担があります。

(2) 親子健やか医療給付制度

ひとり親家庭等の親子の医療費(保険診療分)の自己負担額を無料にする制度です。

窓口	こども家庭支援課 医療係		
TEL	641-1212	FAX	624-8901
内線	559・576		

【対象者の要件】

次の要件を満たすひとり親家庭等の構成員の方

- ・ ひとり親等が18歳以下の児童を扶養していること(税申告・健康保険)
- ・ ひとり親家庭等の親又は養育者の前年中(1月～6月申請の場合は前々年)の所得税が非課税であること
- ・ ひとり親家庭等の親又は養育者に就労等による収入があり、その収入により生計を維持していること

※所得税が課税の方でも、18歳以下の扶養親族がいるときは扶養控除の加算分を反映して所得税の判定をしますので対象となる場合があります。

※就労されていない方でも、次のいずれかに該当するときは対象となる場合があります。

- ・ 求職活動又は就労に向けた活動を行っている
- ・ 職業能力の開発・向上のために職業訓練校等、専修学校等に在籍している
- ・ 傷病により長時間(おおむね1か月以上)の在宅での安静又は入院が必要
- ・ 親族の介護を行う必要がある

(3)後期高齢者医療制度

窓口	国民健康保険課 高齢者医療係		
TEL	641-1212	FAX	624-8396
内線	353 ・ 359		

65歳以上で74歳までの下記の対象者は、後期高齢者医療制度への加入を選択することができます。後期高齢者医療制度へ加入することにより、現在加入している健康保険に比べ、保険料の負担や医療費の負担が軽減される場合がありますので、国民健康保険課9番窓口でご相談ください。

【対 象 者】 次のいずれかに該当する方

- ①療育手帳A判定
- ②精神障がい者保健福祉手帳1、2級
- ③障がい基礎年金1、2級の受給者
- ④身体障がい者手帳1～3級、4級の一部(※)
- (※)「4級の一部」で該当する障がい
 - (ア) 音声又は言語機能の著しい障がい
 - (イ) 両下肢のすべての指を欠く
 - (ウ) 一下肢の下腿1／2以上を欠く
 - (エ) 一下肢の機能の著しい障がい

【申請に必要なもの】

上記の対象者であることが証明できる国民年金等証書又は障がい者手帳等、健康保険の資格が分かるもの(資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータル健康保険の資格確認画面)、特定疾病療養受療証、減額認定証・限度額適用認定証又は限度区分を記載した資格確認書、対象者のマイナンバーがわかるもの

(4)高額療養費

山形市国民健康保険の場合

窓口	国民健康保険課 国保医療係		
TEL	641-1212	FAX	624-8396
内線	357 ・ 358		

同じ月内にかかった医療費が高額になったとき、加入している健康保険に申請することにより、限度額を超えた分が高額療養費として後から支給されます。山形市国民健康保険の加入者が該当した場合、医療機関にかかった月の約2か月後に世帯主あてに申請書を郵送します。山形市国民健康保険以外の保険に加入している方については、各保険者にお問い合わせください。

【申請に必要なもの】

郵送された申請書、申請書に記載されている医療機関からの領収書(原本)、診療を受けた方の健康保険の資格が分かるもの(資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータル健康保険の資格確認画面)、世帯主の認印、世帯主の口座がわかるもの、世帯主のマイナンバーがわかるもの

4 日常生活

(1)障がい児・者日常生活用具の給付

在宅障がい児・者に、日常生活を支援するための用具を給付します。ただし、介護保険の適用を受けることのできる方は、介護保険制度が優先されます。

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542 ・ 550		

【種 目】身体障がい者手帳を所持する方や難病の方の給付品目等についてはお問い合わせください。

種目	性能等	対象	基準額
特殊マット	褥瘡(じよくそう)を防止し、または失禁等による汚染若しくは損耗を防止することが出来る機能を有するもの	3歳以上の療育手帳A所持者	100,000 円
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	療育手帳Aを所持し、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	12,160 円
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの※	療育手帳A所持者 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属するものに限る)	15,500 円
自動消火器	室内温度の異常又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの※		28,700 円

※障がい者等の住居が賃貸住宅の場合、所有者又は管理者の同意を得ていること。

【費 用】基準額内であれば原則1割負担(所得に応じて負担上限あり)。ただし、市町村民税所得割額が46万円を超える世帯は対象外となります。

【申請に必要なもの】

所定の申請書、給付を受けたい用具のカatalog又は見積書、医師意見書(特殊マット以外の申請の場合のみ)、療育手帳、マイナンバーがわかるもの、非課税世帯で対象者が障がい・遺族年金等及び障がい者手当等の収入を受けている場合、その金額がわかる書類(対象期間の年金振込通知書、通帳の写し等)が必要です。必ず購入前に申請を行ってください。

(2)紙おむつの支給

65歳未満の場合

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542 ・ 550		

65歳以上の場合

窓口	長寿支援課 長寿福祉係		
TEL	641-1212	FAX	624-8398
内線	566 ・ 569		

常時失禁状態にある重度の心身障がい児・者を介護している方に紙おむつを支給します。

【対 象 者】

個別等級1～2級の肢体不自由児・者(上肢・下肢・移動・体幹機能障がい)、療育手帳A判定の重度の障がい児・者、又は精神障がい者保健福祉手帳1級の障がい児・者の方で、常時失禁状態が1ヶ月以上続く方。ただし、介護している方の属する世帯の世帯員全員が、当該年度の市町村民税及び県民税の合計額が14万円未満の場合(対象者が入院している場合は、介護している方の属する世帯の世帯員全員が、当該年度の市町村民税及び県民税が非課税の場合)に限られます。また、施設入所者、生活保護受給者は対象となりません。

【申請に必要なもの】 所定の申請書（申請には、医師又は民生委員児童委員等の証明が必要です。）

身体障がい者手帳又は療育手帳

【支給上限】 月額 7,000 円を助成の上限とし、紙おむつを現物で支給します。

※紙おむつの使用者が 65 歳以上の場合は、要介護 4、もしくは要介護 5 の認定を受けているもしくはこれに相当する心身状態の方を介護している方が対象となりますが、詳細については長寿支援課にお問い合わせください。

(3)市営・県営住宅の優遇措置

市営住宅の場合

窓口	山形市市営住宅管理センター
TEL	673-0300
FAX	673-0301

県営住宅の場合

窓口	山形県すまい・まちづくり公社 村山地域管理事務所（県営住宅管理代行）
TEL	647-0781
FAX	646-7099

市営・県営住宅の入所の申込みにおいて、一定の要件を満たす障がい者世帯に対しての優遇措置があります。詳しくは、市・県の各窓口までお問い合わせください。

(4)生活福祉資金の貸付

窓口	山形市社会福祉協議会
TEL	676-7223
FAX	645-9073

他の制度が利用できない障がい者世帯等の経済的自立と生活の安定を目指し、民生委員や市町村社会福祉協議会が窓口となり、生活支援を基に無利子または低利子で資金貸付を行うものです。

ご相談窓口は山形市社会福祉協議会、貸付機関は山形県社会福祉協議会になります。山形県社会福祉協議会が審査し貸付の適否を決定します。

【対 象 者】

障がい者手帳等の交付を受けている方の属する世帯で、その世帯の収入が一定基準以下の世帯。世帯の所得状況によっては、審査の結果、該当にならないことがあります。

【ご利用に際して】

①原則として「連帯保証人」が必要です。

②申込時から償還（返済）完了まで、お住いの地域の民生委員及び社会福祉協議会等の関係者が継続して相談支援を行います。

③必要な資金の貸付を他から受けることができない世帯が対象であることから、各種奨学金、母子父子寡婦福祉資金、日本政策金融金庫、その他各金融機関等からの貸付が利用できる場合は、その貸付が優先となります。

【内 容】

資金種類	貸付対象経費（一例）	貸付限度額・償還期間
福祉資金 福祉費	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	各経費によって異なる
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	
	福祉用具等の購入に必要な経費	
	生業を営むために必要な経費	

(5)山形市避難行動支援制度

窓口	防災対策課 地域防災係		
TEL	641-1212	FAX	624-8847
内線	380・381		

災害時に、一人暮らしの高齢者や障がいのある方が地域の中で避難支援が受けられるように、平常時から要支援者本人、地域の皆さまと山形市が協働しながら体制づくりを進める制度です。

詳しくは、上記窓口もしくは、福祉各課の窓口までご連絡ください。

【要支援者】

- ①75歳以上の単身高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯
- ②重度身体障がい者(身体障がい者手帳1級及び2級所持者)
- ③重度知的障がい者(療育手帳A所持者)
- ④重度精神障がい者(精神障がい者保健福祉手帳1級所持者)
- ⑤特別児童扶養手当1級に相当する児童
- ⑥介護保険法における要介護度3以上の認定者
- ⑦上記以外で避難支援を希望する者

【主な内容】

平常時

- ①山形市は、上記の要支援者(施設入所者等を除く)の名簿を作成します。
- ②地域の避難支援等関係者への情報提供に同意した方の名簿については、地域の避難支援等関係者に提供します。
- ③要支援者は、地域の避難支援等関係者と相談しながら、災害時の避難先や支援者についての個別避難計画を作成し、市へ提出します。
- ④市へ提出した個別避難計画については、避難支援者、地域の避難支援等関係者へ情報提供されます。

災害時

- ・山形市から地域の避難支援等関係者へ、要支援者本人の同意の有無によらず名簿情報を提供し、安否確認等に活用されます。



(6)雪かき支援の相談

65歳未満の場合

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542		

65歳以上の場合

窓口	各地区の地域包括支援センター 長寿支援課 長寿福祉係		
TEL	641-1212	FAX	624-8398
内線	566 ・ 569		

居住している住宅(アパート、集合住宅等を除く。)の玄関から生活道路までの雪かきについてお困りの方で、次のいずれかの世帯要件を満たし、対象要件のすべてに該当する方は各窓口までご相談ください。

【世帯要件】次のいずれかの世帯であること

① 障がい者のみの世帯

(65歳未満の障がい者(身体障がい者手帳1級～3級、療育手帳A判定、精神障がい者保健福祉手帳1級のいずれかを所持)のみで構成されている世帯)

② 高齢者のみの世帯

(65歳以上の心身が虚弱であり、または何らかの障がいのある方のみで構成され、他に同居する方がいない世帯)

③ ①と②の組み合わせの世帯

【対象要件】 次のすべての要件を満たしている方

- ・自力で雪かきをすることができない方
- ・市内に親族がいない、親族がいても身体的な理由で支援が得られない方
- ・地域のボランティアなどの支援が得られない方
- ・同じ住所にお住まいの方々全員の当該年度の市町村民税及び県民税が非課税であること

(7)雪下ろし等の補助事業

【山形市豪雪対策本部が設置された日から

閉鎖するまでの期間】

高齢者、障がい者及びひとり親世帯の豪雪による被害を未然に防止するため、雪下ろし及び間

口処理ができない方に対し、雪下ろし及び間口処理にかかる経費について補助金を交付します。

【対 象 者】

同じ住所にお住まいの方々全員の当該年度の市県民税が非課税であり、自力で雪下ろしができず、家族・親族等でも援助できる方がいない世帯で、以下の①から⑦のいずれかに該当する世帯。

- ①65歳以上の高齢者のみで他に同居する方がいない世帯
- ②要介護3以上の認定をもっている方のみで他に同居する方がいない世帯
- ③身体障がい者手帳1級～3級を所持している方のみで他に同居する方がいない世帯
- ④療育手帳(A 判定)を所持している方のみで他に同居する方がいない世帯
- ⑤精神障がい者保健福祉手帳1級を所持している方のみで他に同居する方がいない世帯
- ⑥ひとり親と18歳以下(当該年度末において)の子どものみで構成される世帯
- ⑦上記①から⑥の組み合わせの世帯

※住民税額の課税状況については、確認できる場合のみで結構です。

※生活保護世帯及び中国残留邦人等の属する世帯の雪下ろしについては、生活支援課(内線 594)にお問い合わせください。

窓口	長寿支援課 長寿福祉係		
TEL	641-1212	FAX	624-8398
内線	566 ・ 569		

【申請】

(ア)雪下ろしについて

担当民生委員の方から、雪下ろし作業前に状況確認の上、申請書裏面の「民生委員児童委員記入欄」に署名いただき、補助金交付申請書(指定様式)、請求書(作業明細が記載されている書類)、領収書をご提出ください。補助金の額は1回あたり 54,000 円を上限とし、申請者の口座に振り込まれます。

(イ)間口処理について

間口処理後、補助金交付申請書(指定用紙)、間口処理前と処理後の写真、請求書(作業明細が記載されている書類)、領収書をご提出ください。補助金の額は1回あたり 6,000 円を上限とし、申請者の口座に振り込まれます。

(8)緊急を要するスズメバチの巣の駆除

65歳未満の場合

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	549 ・ 550		

65歳以上の場合

窓口	長寿支援課 長寿福祉係		
TEL	641-1212	FAX	624-8398
内線	566 ・ 569		

自己又は家族が所有し、現に居住している住宅および敷地において近隣等へ迷惑のかかるハチの巣の駆除を行う専門業者を派遣します。次のいずれかの世帯要件を満たし、対象要件のすべてに該当する方は、各窓口までご相談ください。(※アシナガバチやミツバチの巣は対象外となります)

【世帯要件】 次のいずれかの世帯であること

①障がい者のみの世帯

(65歳未満の障がい者(身体障がい者手帳1級～3級、療育手帳A判定、精神障がい者保健福祉手帳1級のいずれかを所持)のみで構成されている世帯)

②高齢者のみの世帯

(65歳以上の心身が虚弱であり、又は何らかの障がいがある方のみで構成され、他に同居する者がいない世帯)

【対象要件】 次のすべての要件を満たしていること

①山形市内に親族や支援を行う者がいないこと。

②同じ住所にお住まいの方々全員の当該年度の市町村民税及び県民税が非課税であること。

(9)ごみ出し支援事業

自らごみを集積所へ排出することが困難な方で、親族等の協力を得られず、世帯全員が①か②の要件に該当する方は、支援を受けることができます。また、その他、特別な事情がある場合に対象となることがあります。詳しい内容、申請方法につきましては、担当課までお問い合わせください。

窓口	循環型社会推進課 分別収集係		
TEL	641-1212	FAX	624-9928
内線	694	695	696 686

【対象者要件】

①高齢者^(※1) (アのいずれかの認定等を受け、かつイのいずれかのサービスを利用している方)

ア 受けている認定等	イ 利用している介護保険サービス
・要介護認定 ・要支援認定 ・総合事業 ^(※2) 事業対象者	・訪問介護 ・訪問型サービス(従前相当) ・共生型訪問型サービス ・訪問型サービスA

※1 第2号被保険者の方を含む

※2 山形市介護予防・日常生活支援総合事業

②障がい者(アのいずれかの手帳を所持し、かつイのいずれかのサービスを利用している方)

ア 所持している手帳	イ 利用している障がい福祉サービス
・身体障がい者手帳 ・療育手帳 ・精神障がい者保健福祉手帳	・居宅介護 ・重度訪問介護

(10)ごみ袋支給事業

家庭系ごみの有料化による負担を軽減するため、下記の該当世帯にごみ袋を支給しています。詳しい内容や要件、申請方法につきましては、担当課までお問い合わせください。

窓口	循環型社会推進課 循環型社会計画係		
TEL	641-1212	FAX	624-9928
内線	689		

【対象世帯要件】

(1) 所得要件(世帯員全員の令和7年度市県民税が非課税で、かつ所得がない世帯)を満たし、次の①～③のいずれかに該当する世帯

①高齢者世帯(令和7年7月1日現在で世帯員全員が65歳以上の世帯)

②障がい者世帯

- ・1級・2級の身体障がい者手帳を所持している方がいる世帯
- ・A判定の療育手帳を所持している方がいる世帯
- ・1級の精神障がい者保健福祉手帳を所持している方がいる世帯

③一人親等世帯

- ・配偶者と死別または離別等により、妻又は夫が18歳以下の児童(障がい児は20歳未満)を扶養している世帯
- ・両親がいない状態の18歳以下(障がい児は20歳未満)を扶養している世帯

※「所得がない世帯」の例

収入が年金収入のみの場合

- ・65歳以上(昭和35年1月1日以前生)→前年収入額が120万円以下の場合に該当
- ・65歳未満(昭和35年1月2日以降生)→前年収入額が70万円以下の場合に該当

収入が給与収入のみの場合

- ・前年収入額が65万円以下の場合に該当

(2)生活保護世帯

(3)中国残留邦人世帯(生活支援給付受給世帯)

※社会福祉施設等への入所や病院等へ長期入院している方は支給対象外となります。

※7月2日以降に上記(1)①以外の要件で対象となった世帯は、随時申請を受け付けます。

(11)ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマークの場合

窓口	山形県障がい福祉課		
TEL	630-2293・3303	FAX	630-2111

ヘルプカードの場合

窓口	障がい福祉課 管理係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	397・625		

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方、または、発達障がいの方など、配慮や手助けを必要としていることが外見からは分からない方が、支援を必要としていることを周囲の方に知らせるためのものです。

ヘルプカードは、障がいのある方などが、配慮や手助けをお願いしたいことを記入し、普段の生活や緊急時、災害時などに周囲の人に提示することで、手助けを求めやすくするものです。

ヘルプマーク・ヘルプカードの提示を受けた方は、できる範囲での手助けや思いやりのある行動をお願いします。

【配布対象者】

身体、知的、精神に障がいのある方、難病患者などの方で希望する方

※障がい者手帳等の有無は問いません。

※障がい者手帳等をお持ちの方が、必ず持つ必要があるということではありません。

【ヘルプマークの主な配布場所】

- ・山形市障がい福祉課
- ・山形県障がい福祉課
- ・村山総合支庁地域健康福祉課(村山保健所)

【ヘルプカードの主な配布場所】

- ・山形市障がい福祉課及び市民相談課の窓口
- ・山形市基幹相談支援センター(※P2参照)

↓ヘルプマーク



ヘルプカード↓



(12)介護マーク

窓口	長寿支援課 長寿福祉係		
TEL	641-1212	FAX	624-9928
内線	566 ・ 569		

介護マークは、介護中であることを周囲に理解していただくことを目的としたものです。高齢者や障がいのある方を介護、支援している方、けがや病気などで介護、支援が必要な方のご活用いただくことが可能です。ご利用にあたり申請が必要となります。介護マークを見かけた方は、温かく見守りをお願いします。



5 社会参加

(1) タクシー運賃・給油料金の助成

重度の障がい者の社会参加促進及び移動支援等を目的として、タクシーを利用した場合に運賃の一部を、自動車(事業用を除く)にガソリン又は軽油を給油した場合に給油料金の一部を助成します。

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	550		

【内 容】

種類	対象者	交付枚数	助成額	制限	交付窓口
普通タクシー券	①療育手帳A判定 ②精神障がい者保健福祉手帳1級～3級 ③身体障がい者手帳1級～3級	24枚/年 (視覚障がい1級(個別等級)の方は36枚/年)	運賃に対し 500円/枚	目的制限無 介護料対象外 ※1、※2、※3	・山形市委託相談支援事業所(基幹相談支援センターP2参照) ・山形市役所障がい福祉課
福祉給油券	①療育手帳A判定 ②精神障がい者保健福祉手帳1級～3級 ③身体障がい者手帳1級～3級	12枚/年	給油料金に対し 500円/枚	目的制限無 ※1、※3	

【申 請】

所定の申請書、障がい者手帳

※普通タクシー券、リフト付タクシー券、福祉給油券、高齢者移送サービスのいずれかひとつの申請になります。

【利用方法】

普通タクシー券、リフト付タクシー券…乗車時に障がい者手帳を運転手に提示し、降車時に手帳番号、名前を記入した普通タクシー券・リフト付タクシー券を運転手にお渡しください。

福祉給油券…給油時に給油所の係員に障がい者手帳を提示し、手帳番号、名前を記入した福祉給油券をお渡しください。

※1:山形市が指定するタクシー会社・ガソリンスタンドでのみ利用できます。

※2:車椅子をご利用の方で普通タクシー券を利用できる場合があります。

※3:各券は1回3枚まで利用できます。

※年度途中で要件に該当することとなった場合(新規に手帳が交付になった、または市内に転入された場合)は、その該当となった月から3月までの月数に応じた枚数での配布となります。

・一月あたり2枚換算での交付→普通タクシー券、リフト付タクシー券

・一月あたり1枚換算での交付→給油券、視覚障がい者分の普通タクシー券

新規交付・市外からの転入の場合の交付枚数表 (転入の場合は転入月から交付)			
交付月 → タクシー券 (給油券) 交付枚数			
4月 → 24(12)枚	7月 → 18(9)枚	10月 → 12(6)枚	1月 → 6(3)枚
5月 → 22(11)枚	8月 → 16(8)枚	11月 → 10(5)枚	2月 → 4(2)枚
6月 → 20(10)枚	9月 → 14(7)枚	12月 → 8(4)枚	3月 → 2(1)枚

(2)交通料金の割引

(ア)バス運賃の割引等

障がい者手帳またはミライロ ID の提示によりバス運賃が割引されることがあります。

●山形交通

手帳またはミライロIDの提示により運賃が半額になります。(ただし、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方の運賃割引は、一般路線のみ。高速都市間バスは適用外)

【対 象】

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳

※各種手帳は写真が添付してあるもののみ有効

【問合せ先】

山形交通 営業部 乗合課

●コミュニティバス(ベニちゃんバス東くるりん・西くるりん、高瀬線、南部線、あじさいバス)

手帳の提示により運賃が半額になります。

【対 象】

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の所持者(介助の同行者1名を含む。) ※手帳を所持していない方でも、車いすを利用している方(介助の同行者2名までを含む)は半額になります。

【問合せ先】

山形市役所公共交通課公共ネットワーク係 641-1212(内線 438・926)

●ヤマコウチェリカ

山形交通の一般路線バスおよびベニちゃんバスで障がい者用ヤマコウチェリカをご利用いただくと自動的にバス運賃が割引されます。

●路線バス

対象者や対象路線、割引率等の詳細は各バス会社にお問い合わせください。

【問合せ先】 各バス会社

(イ)タクシー等の運賃割引

●障がい者手帳の提示によりタクシー運賃の割引を受けることができます。ただし、事業所によっては割引対応していないところもあります。乗車の際は、確認のうえご利用ください。

【対象者】 身体障がい者手帳、療育手帳の所持者

【割引率】 10%割引

【問合せ先】 各タクシー事業所

※タクシー運賃の割引は義務付けられているものではなく各事業所の判断で実施されています。

●相乗りタクシー(楯っちゃん丸タクシー、かなみちゃん相乗りタクシー、滝山東側エリア相乗りタクシー)

【対象者】 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の所持者

【割引率】 10%割引

【問合せ先】 山形市役所地域交通戦略係(内線 928、929)

(ウ)国内航空運賃の割引

航空路線の国内線を利用する場合、障がい者手帳の提示により運賃の割引を受けることができます。

【問合せ先】 各航空会社

※割引運賃額、割引対象者、適用日等は各航空会社で異なります。

ご利用前に必ず各航空会社に確認をお願いします。

(エ)JR等鉄道運賃の割引

【対象者】 身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方

療育手帳の 種別	乗車券等の 種類	割引対象の区分	介護者付		単独
			本人	介護者	本人
第1種 (療育手帳A)	普通乗車券	片道 100km 以内	○	○	—
		片道 100km を超える場合	○	○	○
	定期乗車券※	本人が 12 歳以上	○	○	—
		本人が 12 歳未満	—	○	—
第2種 (療育手帳B)	急行券	(特急券は除く)	○	○	—
	普通乗車券	片道 100km を超える場合	○	—	○
	定期乗車券※	本人が 12 歳未満	—	○	—

【内 容】 JRの場合、切符の発売窓口で障がい者手帳の提示により 50%割引を受けることができます(小児定期乗車券を除く)。JR以外の公営及び民営の鉄道についてもほぼJRに準じて割引を行っているようです。ご利用の際は利用する鉄道会社にお問い合わせください。

【問合せ先】 各鉄道会社

(オ)有料道路通行料金の割引

市役所の窓口又はオンラインで登録申請が必要です。

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542 ・ 549 ・ 550		

	必要書類等	対象者
障がい者手帳 提示による割引	①身体障がい者手帳又は療育手帳 ②所有者が記載されている車検証又は 自動車検査証記録事項 ^(※1) (自動車を 事前登録しない場合は不要)	【本人運転】 障がい者本人が運転する場合 ・身体障がい者手帳の所持者 【介護運転】 家族等が運転し、障がい者本人 が同乗する場合 ・第1種の身体障がい者手帳 の所持者 ・療育手帳A判定の所持者
ETC利用による 割引(自動車の事 前登録が必要)	①～②の他に ③障がい者本人名義の ETC カード ^(※2) ④ETC 車載器セットアップ証明書	

有料道路の通行料金の 50%割引を受けることができます。

※1 登録できる自動車は、所有者が、本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等のものに限る。介護運転の場合は、所有者が常時介護している方も可。ただし、割賦契約(ローン)又は長期の賃貸借契約(長期リース)により利用している場合は、別途問い合わせください。

※2 本人が20歳未満の場合のみ親権者又は後見人名義でも可。

・R5.3.27から、事前登録されていない自動車(親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー(要介護者のみ)等)も、手帳提示で割引対象。

・R5.3.27から、ETC 利用割引のオンライン申請が可能。

URL(<https://www.expressway-discount.jp>)

【問合せ先】東日本高速道路株式会社等の有料道路ETC割引登録係 TEL:045-477-1233
FAX:045-474-1110
NEXCO東日本お客さまセンターナビダイヤル TEL:0570-024-024
(PHS・IPはこちらから) TEL:03-5308-2424

(3)身体障がい者等用駐車施設利用証

※制度導入府県(令和8年2月1日現在) 44府県

窓口	山形県健康福祉部地域福祉推進課		
TEL	630-2268	FAX	632-8176
住所	〒990-8570 山形市松波二丁目 8-1		

窓口	村山総合支庁地域健康福祉課 (村山保健所庁舎内)		
TEL	627-1143	FAX	622-0191
住所	〒990-0031 山形市十日町一丁目 6-6		

県内の公共施設や民間施設などの、「身体障がい者等用駐車施設」の案内表示が設置された車いす使用者用駐車施設へ駐車の際は、山形県発行の「身体障がい者等用駐車施設利用証」の表示が必要になります。なお、下記44府県で利用証の相互利用ができます。(令和8年2月1日現在)

エリア名	都道府県
北海道・東北	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 神奈川県
甲信越・北陸	新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県
東海	岐阜県 静岡県 三重県
近畿	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国・四国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州・沖縄	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

【対象者等】

	対象者	有効期間	提出書類
身体障がい者	別表(次頁)のとおり	交付要件に該当しなくなるまで	・交付申請書 ・身体障がい者手帳の写し(氏名、住所、障がい名及び等級が記載された箇所)
要介護者	介護保険「要介護度1～5」	交付要件に該当しなくなるまで	・交付申請書 ・介護保険被保険者証の写し(氏名、住所、要介護状態区分が記載された箇所)
知的障がい者	療育手帳の障がい程度欄「A」	交付要件に該当しなくなるまで	・交付申請書 ・療育手帳の写し(氏名、住所、障がいの程度が記載された箇所)
難病患者	特定医療費(指定難病)受給者又は特定疾患医療受給者	交付要件に該当しなくなるまで	・交付申請書 ・特定医療費(指定難病)受給者証の写し又は特定疾患医療受給者証の写し(氏名、住所、受給者番号、疾病名が記載された箇所)
精神障がい者	精神障がい者保健福祉手帳1級	交付要件に該当しなくなるまで	・交付申請書 ・精神障がい者保健福祉手帳の写し(氏名、住所、等級が記載された箇所)
けが又は病気の方	補装具等の使用を要する方	車いすや杖等の使用期間で診断書発行日から最長1年(更新可)	・交付申請書 ・診断書の写し(任意様式) ・身分証明書(運転免許証等)の写し

妊産婦	妊娠 7 か月から分娩予定日の 1 年後までの方 (産後については、乳児を同伴している場合に限り使用ができるものとする)	妊娠 7 か月から分娩予定日の 1 年後まで	・交付申請書 ・母子手帳の写し(表紙、分娩予定日が記載された箇所)
-----	---	------------------------	--------------------------------------

※来庁による代理申請の場合は、代理の方の身分証明書(運転免許証等)が必要です。

※郵送又はやまがた e 申請による申請も可能です。

※交付手数料は無料です。

※身体障がいの対象者は下記のとおりです。

身体障がい者手帳の障がいの種類		等 級
視覚障がい		1 級～4 級
平衡機能障がい		1 級～5 級
肢体不自由	上肢機能障がい	1 級～2 級
	下肢機能障がい	1 級～6 級
	体幹機能障がい	1 級～5 級
	脳原 上肢機能障がい	1 級～2 級
	脳原 移動機能障がい	1 級～6 級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓の機能障がい		1 級～4 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1 級～4 級

(4) 駐車禁止除外指定車標章

※山形県が発行する療育手帳の場合

問い合わせ窓口	TEL	FAX
山形警察署 交通窓口	627-0110	622-4404
山形県警察本部交通規制課	626-0110	630-2946

歩行が困難な方が使用する車を、近くに駐車場がない等でやむを得ず一時的に駐車禁止の場所に駐車しなければならない方に、山形県公安委員会が駐車禁止除外指定車標章を交付します。車両を特定しない、申請者本人に対する対人標章になります。

【申 請】

①新規:山形警察署

②更新:山形警察署(交付受領まで2、3週間かかります。)

※後日標章の受け取りも同じ窓口になります。

必要書類 : 除外標章交付申請書(警察署窓口にて配付)、障がい者手帳

詳しくは、山形県警察のホームページをご覧ください。

(5) ふれあいバスの運行

窓口	地域共生社会課 地域福祉係		
TEL	641-1212	FAX	616-5106
内線	768		

福祉団体等が研修、訓練等を行う場合や社会福祉に関する大会、研修等に参加する際に、福祉バスを運行します。ご利用の際は予約が必要になります。詳しくは、担当課へお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

【対 象】 営利を目的としない山形市内に拠点を置く団体等

(1 団体につき年間 6 回まで使用可能です。)

【費 用】 利用料は無料ですが、通行料、駐車料は利用団体の負担になります。

(6)福祉有償運送

NPO法人等が、身体障がい者や要介護者など移動が困難な登録会員に対して、営利とは認められない料金で行う個別輸送サービスです。対象者、料金等の内容は各法人で異なります。

窓口	長寿支援課 長寿福祉係		
TEL	641-1212	FAX	624-8398
内線	566・569		

【問合せ先】

(令和8年4月1日現在)

法人名(事業所名等)	事業所住所	TEL FAX	運送区域	備考
生活協同組合共立社 (山形本部)	山形市上柳 67-1	686-6284 686-6263	山形市、上山市、天童市、山辺町	
向陽園ホームヘルプステーション心音	山形市大字長谷堂 4687	676-5875 676-5876	山形市、上山市、天童市、中山町	車いす車あり
ハート・ルート・ドライブ	山形市あかねヶ丘 2-11-16-205	090-8615-8315	山形市、上山市、天童市	車いす車あり
すみれ会	山形市あかねヶ丘 2-15-10	645-0580 (兼)	山形市	
かみのやま福祉運送サービス	上山市新町 1-9-29	679-4231 679-4232	山形市、上山市	車いす車あり
マーガレット移動サービス	山形市中桜田 2-5-15	090-6458-5655	山形市、上山市、中山町、山辺町	
グローバル福祉サービス	山形市小白川町 2-3-31(3階)	674-9533 674-9536	山形市、上山市	車いす車あり
虹のネットワーク	山形市八森 126-5	625-3488	山形市、上山市、天童市、山辺町	
すまーとえいど	上山市弁天 1-9-19	674-8848	山形市、上山市、天童市、中山町、山辺町	

(7)携帯電話基本使用料等の割引

携帯電話各社で、障がい者、特定疾病患者の方への携帯電話の基本使用料等の割引サービスを実施しています。割引内容は各社で異なりますので、各ショップ又は取扱店等にお問い合わせください。

【対象者】 携帯電話の契約名義人で身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証又は特定医療費(指定難病)受給者証の所持者等

(8)NTT電話番号案内サービス (ふれあい案内)

問合せ先	NTTふれあい案内事務局		
TEL	0120-104174	FAX	0120-104134
受付時間	午前9時～午後5時(月～金曜日) ※土・日・祝日及び年末年始は休業		

障がい者手帳をお持ちの方で電話帳の利用が困難な方は、登録することにより、NTT番号案内を無料で受けることができます。

【対象者】

身体障がい者手帳(視覚障がい1～6級、上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい1～2級、聴覚障がい2級～4級・6級、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障がい3級～4級)、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の保持者、戦傷病者手帳(視力の障がい特別項症～第6項症、上肢の障がい特別項症～第2項症、聴覚障がい第2項症・第4項症、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい第1項症・第2項症・第4項症)

※FAXによるお問合せの注意事項

- ・FAXでお申込書、障がい者手帳等は送付いただいても受付できません。誤って送付された場合は破棄させていただきます。
- ・返信はFAXでいたしますので、FAXを受信できる方のみのお問合せとさせていただきます。

※具体的なご利用方法等については、NTTふれあい案内事務局へお問合せください。

(9)青い鳥郵便葉書の配布

問合せ先	TEL
日本郵便(株)山形中央郵便局	0570-943-561
日本郵便(株)山形南郵便局	0570-075-497

重度の障がい者の方に対し、葉書20枚を無料で配付しています。

【対 象 者】 身体障がい者手帳1～2級の所持者、療育手帳A判定の所持者

【申 請】 お近くの郵便局(簡易郵便局は除く)へ身体障がい者手帳又は療育手帳を提示し、所定の用紙にて申請してください。受付期間は4月1日から5月31日までです。(なお、それぞれの当日が土日又は休日にあたる場合は翌営業日が対象となります。)

(10)福祉サービス利用援助事業

問合せ先	TEL
山形市社会福祉協議会	674-0680

判断能力が十分でない又は判断能力に不安があり、福祉サービスや金銭管理などに不自由されている方のために支援計画を作成し、契約により生活支援員がサービスを提供します。

【対 象 者】 判断能力が十分でない精神障がい者、知的障がい者、高齢者等

【内 容】 ①福祉サービス利用援助・・・利用手続き、利用料金の支払い等の手伝い。
②日常的な金銭管理サービス・・・日常生活に必要な金銭の出し入れなど。
③書類等の預かりサービス・・・大切な証書・印鑑等を安全な場所で保管。

【利 用 料】 1回(1時間程度)当たり1,500円

(11)成年後見制度

法定後見制度と任意後見制度があります。

申立てや制度の利用については、問合せ先へご相談ください。

①法定後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が不十分な方が財産管理や契約等を行ううえで不利益を被ったりしないよう、保護したり支援したりする制度です。

後見・保佐・補助の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じていずれに該当するか判断します。後見・保佐・補助人に選ばれた方は、本人に代わり契約などの法律行為等を行うことになります。

②任意後見制度

判断能力が十分なうちに、将来判断能力が不十分になったときに備え、公正証書で後見契約を結んでおく制度です。

(12)山形市特別支援学校等通学支援事業

窓口	障がい福祉課 障がい福祉第一係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	873		

特別支援学校や山形市立の小学校又は中学校の肢体不自由児学級へ通学している児童・生徒に対して、通常自家用車で送迎している保護者の負担軽減を図るため、臨時的にタクシーや福祉有償運送を利用した運賃の助成を行います。

【対象者要件】 次のいずれにも該当する児童・生徒

- ①山形市に住所がある児童・生徒
- ②山形市に住所がある保護者がおり、保護者等の送迎によって自宅(肢体不自由学級在籍の児童・生徒については学区外にある自宅)から通学している児童・生徒
- ③車両による移動において、運転手以外の特別な介助が不要で、1人で乗車することができる児童・生徒

【利用申請】 次の書類を障がい福祉課へ提出してください。

- ①利用申請書
- ②在学証明書
- ③指定校変更決定通知書 ※肢体不自由学級在籍の児童・生徒のみ

【利用者負担】 実際にかかった運賃の1割

【利用回数】 片道を1回と数え、年間48回まで利用できます。

【備考】 医療的ケアが必要な児童・生徒の利用については障がい福祉課へご相談ください。上記対象者要件③を満たさない場合でも、利用することがあります。

6 税の控除や各種利用料等の減免(優遇)

(1) 所得税・住民税の控除

所得税に関して

問合せ先	山形税務署(国税相談専用ダイヤル)
TEL	0570-00-5901 (自動音声にてご案内します。)

住民税に関して

窓口	山形市役所市民税課		
TEL	641-1212	FAX	624-8898
内線	304~310		

納税者自身、同一生計配偶者又は扶養親族が所得税法上の障がい者に当てはまる場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

※控除に該当するかどうかについては、その年(住民税は前年)の12月31日(年の途中で死亡の場合は、その死亡の日)の現況により判定されます。

※詳細は担当部署までお問い合わせください。

(2) その他国税に関する特例

問合せ先	山形税務署(国税相談専用ダイヤル)
TEL	0570-00-5901 (自動音声にてご案内します。)

障がいのある方は、上記(1)に記載の障がい者控除のほか、国税については、例えば次のような特例を受けることができます。

① 相続税の障がい者控除

相続人が障がい者であるときは、その障がい者が満 85 歳になるまでの年数(年数の計算に当たり、1 年未満の期間があるときは切り上げて1年として計算します。)につき 10 万円(特別障がい者のときは 20 万円)が障がい者控除として、相続税額から差し引かれます。

② 心身障がい者扶養共済制度に基づく給付金の非課税

地方公共団体が条例によって実施する心身障がい者扶養共済制度に基づいて支給される給付金(脱退一時金を除きます。)については、所得税はかかりません。

この給付金を受ける権利を相続や贈与によって取得したときも、相続税や贈与税はかかりません。

③ 特定障がい者に対する贈与税の非課税(特定障がい者扶養信託契約に基づく信託受益権)

特定障がい者(※)の方の生活費などに充てるために、「特定障がい者扶養信託契約」に基づいて特定障がい者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障がい者である特定障がい者の方については 6,000 万円まで、特別障がい者以外の特定障がい者の方については 3,000 万円まで贈与税がかかりません。

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障がい者非課税信託申告書」を信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

※特定障がい者とは、特別障がい者及び障がい者のうち精神に障がいがある方をいいます。

④ 少額預金の利子所得等の非課税

身体障がい者手帳の交付を受けている方や障がい年金を受けている方などが受け取る一定の預貯金等の利子等については、非課税貯蓄申告書等を金融機関を経由して税務署長に提出するなど、一定の手続きを要件に非課税の適用を受けることができます。

※詳細は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

(3)自動車税の減免

	窓口	TEL	FAX
軽自動車税(種別割)	山形市役所市民税課	641-1212 (内線 311)	624-8898
自動車税 (登録を伴わない場合)	村山総合支庁課税課	621-8256	621-8125
自動車税 (登録を伴う場合)	村山総合支庁課税課(漆山駐在)	686-5990	686-4345

障がいのある方が所有する自動車等で、一定の要件に該当する場合は、申請により自動車税の減免を受けられます。なお、減免を受けることができる自動車は、軽自動車を含めて、**障がいのある方1人につき1台**です。また、自動車検査証に「事業用」と記載されている自動車、リース車は減免の対象外です。

【車検証の名義人】

車検証の所有者が、障がいのある方ご本人名義の自動車に限ります。ただし、障がいのある方が、知的障がい者、精神障がい者、18歳未満の身体障がい者の場合は、その障がいのある方と生計を同じくする方の名義でも対象となります。

売買により所有権を留保されており販売業者等が所有者となっている場合は、使用者が障がいのある方であれば減免の対象となります。

【運転の形態】

本人運転	身体障がい者又は戦傷病者の方本人が運転するもの
家族運転	障がいのある方の通学、通院、通所、生業のために、継続的に、生計を同じくする方が運転するもの
介護者 運転	世帯全員が障がいのある方で、その障がいのある方の通学、通院、通所、生業のために、常時介護する方が継続して日常的に運転するもの

【運転の頻度】

家族運転の場合は月1回以上、介護者運転の場合は週3回以上、障がいのある方のために運転することが要件となります。

【対象者】

身体障がい者手帳の所持者(等級等の要件あり)、療育手帳A判定、精神障がい者保健福祉手帳1級の所持者(本人運転の場合を除く)、戦傷病者手帳の所持者(申請先へ問い合わせください)

【申請に必要なもの】

本人 運 転	①自動車税減免申請書 ②自動車税納税通知書(毎年5月上旬に郵送) (納期限までの申請時) ③自動車税申告書(新規登録時のみ) (軽自動車は不要) ④完成検査終了証の写し(新車新規の場合) 登録識別情報等通知書の写し(中古新規の場合)	⑤自動車検査証(車検証)の原本 ⑥運転免許証(実際に運転する方のもの)の原本 又はマイナ免許証 ⑦マイナンバーを確認できるもの(軽自動車のみ) ⑧身体障がい者手帳又は戦傷病者手帳の原本
--------------	--	--

家族運転	①～⑦本人運転に同じ ⑧身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の原本 ⑨使用目的を証する書類(通院証明書、通学証明書、通所証明書等) ※ ⑩住民票謄本(世帯全員分の住民票の原本) 障がいのある方と運転者が世帯分離している場合、又は別居している場合は、それぞれの住民票謄本※	⑪【別居の場合のみ必要】 障がいのある方と運転者が生計を一にしていることを証明する直近の書類 (例)源泉徴収票、確定申告書の控、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の写し 等
介護者運転	①～⑧家族運転に同じ ⑨障がいのある方のみで構成される世帯全員の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の写し	⑩住民票謄本(障がいのある方のみで構成される世帯の住民票謄本)(軽自動車は不要) ⑪自動車運行計画証明書 ⑫常時介護する者が障がい者のために運転する旨の誓約書

※使用目的を証する書類・住民票謄本の有効な証明(交付)年月日についてはお問い合わせください。

【申請時期・申請窓口】

減免申請する自動車	申請時期	申請先
既に所有している自動車(4月1日現在、障がい者の方本人名義で登録されている自動車)を減免申請するとき	【自動車税】 納税通知書が届いてから、納期限まで。納期限後は月割減免となり、2月末まで受付可※	村山総合支庁 課税課
	【軽自動車税】 納税通知書が届いてから、納期限まで。	山形市役所 市民税課

減免申請する自動車	申請時期	申請先
新車を取得して減免申請するとき	自動車の登録時(自動車を登録し、自動車税申告書を提出するとき)から2月末まで受付可※	村山総合支庁 課税課 (漆山駐在)
ナンバーの付いていない中古車を取得して減免申請するとき		
ナンバーの付いている中古車を取得して減免申請するとき(家族名義を本人名義に変更する場合を含む)	登録日の翌年度の納税通知書が届いてから納期限まで。 納期限後は月割減免となり、2月末まで受付可※	村山総合支庁 課税課

※減免額は、申請した月の翌月分から3月分までの月割額となります。

(4)市有施設使用料の免除

障がい者の方が市有施設を利用する場合、使用料等の減免を受けることができます場合があります。対象施設はP54～P58をご参照ください。

(5)その他の施設使用料の免除

障がい者手帳の提示により、入館料等が免除されます。

【対 象 者】 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者

【対象施設】

施 設	免除対象
鈴川ことぶき荘 ※対象は60歳以上	入浴料
山形県立博物館	入館料
教育資料館(旧山形師範学校本館)	入館料

(6)市営駐車場・駐輪場料金の免除

問合せ先	一般財団法人山形市都市振興公社
TEL	631-0831

障がいのある方が乗車している車やバイク・自転車を下記の市営駐車場等に駐車・駐輪した場合、障がい者手帳の提示により料金が免除されます。詳しい方法は精算前に駐車場・駐輪場の係員にご確認ください。HP:<https://yamagata-parking.jp/>

【対象者】 身体障がい者手帳1～3級の所持者、療育手帳の所持者、精神障がい者保健福祉手帳1級・2級の所持者

【対象施設】

市営駐車場〔半額免除〕	市営駐輪場〔全額免除〕
山形市中央駐車場(市庁舎南側)	山形駅東口交通センター駐輪場
山形市香澄駐車場(市民会館北側)	山形市霞城セントラル駐輪場
山形市大手町駐車場 (霞城公園東大手門入口)	※山形駅西口駅前広場駐車場は無人となりますので、備え付けのインターホンで係員をお呼びください。なお、係員の到着までは5～10分程度を要しますのでご了承ください。
山形市済生館前駐車場	
山形駅東口交通センター駐車場	
山形駅西口駅前広場駐車場 ※	

【免除の種類】

種類	駐車場	駐輪場
1回利用	半額免除	全額免除
定期利用	免除なし	全額免除

(7)日本放送協会(NHK)受信料の免除

問合せ先	NHK山形放送局 経営管理企画センター		
TEL	625-9522	FAX	625-9540

	要件	必要書類等
全額免除	障がい者手帳所持者が <u>世帯構成員</u> で、 <u>世帯全員の市町村民税が非課税</u>	障がい者手帳、印鑑、 <u>住民票の写し(世帯全員)</u> 、 <u>最新の課税証明(世帯全員分)</u> ※ ₁ ※ ₂
半額免除 ※ ₃	下記のいずれかに該当する方が <u>世帯主で受信契約者</u> ①視覚障がい者又は聴覚障がい者 ②身体障がい者手帳1級～2級、療育手帳A判定、精神障がい者保健福祉手帳1級の重度の障がい者	障がい者手帳、印鑑、 <u>住民票の写し(世帯主が記載されているもの)</u> ※ ₁

※₁ 山形市の窓口(障がい福祉課窓口)において申請書類を記入し、該当者であることの証明を受けることで、下線部分の書類提出を省略することができます。

※₂ 全額免除を申請する場合、申請する年の1月1日現在において山形市以外に住所のあった方は、山形市で課税状況の確認が必要なことから、前住所地で課税証明を取得し、添付していただく必要があります。

※₃ 半額免除を申請する場合は、WEB申請が可能です(療育手帳を除く)。詳しくは、NHKのホームページ「NHK 受信料の窓口」をご覧ください。

(8)障がい者手帳アプリ「ミライロID」

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542 ・ 549		

ミライロIDをスマートフォンにダウンロードし、障がい者手帳の情報を登録することで、ミライロIDの提示により、障がい者手帳を提示した場合と同様に使用料等の割引や減免を受けることができます。

【使える場所】障がい者割引など公共施設、交通機関、レジャー施設など全国約4,000か所の協力事業所
※詳しい登録方法はミライロIDのホームページをご覧ください。

(9)福祉定期預金制度

障がい年金、特別障がい者手当、障がい児福祉手当、特別児童扶養手当を受給されている方等は、一般の利率より有利な定期(福祉定期預金)を利用することができる場合があります。

詳細は、各金融機関へお問い合わせください。

7 年金・手当

(1)障がい年金

国民年金に関して

窓口	市民課 国民年金係		
TEL	641-1212	FAX	624-8411
内線	401・402		

障がい基礎年金

国民年金加入中に、病気やけがにより一定の障がいの状態になった場合、障がい基礎年金を受けることができます。

【受給要件】 次の3つの要件を満たしている方(日本に住民票がある方)

①初診日が**65歳未満**にあること(ただし、老齢年金を繰上げて受給していないこと)

○初診日…障がいの原因となる傷病で初めて医師の診察を受けた日

(初診日の証明がとれないと請求できない場合があります。)

②障がいの程度が国民年金法で定める1級、2級に該当していること(身体障がい者手帳の等級とは基準が異なります。)

○障がいの程度が目安

1級(年金法による)…介助を受けなければ日常生活を送ることができない程度

2級(年金法による)…必ずしも介助は必要ないが、日常生活を送る上で困難を有しており、労働により収入を得ることができない程度

③次のいずれかの保険料納付要件を満たしていること

・初診日の属する月の前々月までの期間のうち保険料の納付と免除期間の合計が 2/3 以上あること

・初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと

※20歳前に初診日がある場合は保険料納付要件は必要ありませんが、所得要件があります。

【請求方法】

○認定日請求… 初診日から1年6か月を経過した日、又は1年6か月以内にその傷病が治った日(固定した日)に請求する方法

○事後重症請求…認定日時点では障がいの程度が軽いため、障がい年金の等級に該当しなかったが、その後悪化した時点で請求する方法。ただし、65歳の誕生日の前々日までが請求期限となります。

【年 金 額】 障がいの等級及び支給される年金制度により支給額は異なります。

[障がい基礎年金]

1級(年金法による) 年額 1,059,125円 (令和8年4月現在)

2級(年金法による) 年額 847,300円 (令和8年4月現在)

※年金受給者によって生計が維持されており、かつ、18歳未満(障がいの程度が1級か2級の状態にある子は20歳未満)の子を養育している場合は加算があります。

※厚生年金については、下記の日本年金機構山形年金事務所に、共済年金については、それぞれの共済組合へお問い合わせください。

厚生年金：日本年金機構山形年金事務所	TEL:645-5111 FAX:645-5117
--------------------	---------------------------

(2)特別障がい者手当

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	549 ・ 550		

20 歳以上であって、心身に著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給します。

【対 象 者】 20 歳以上で次の要件を全て満たしている方

- ① 障がいの状態が基準を満たしている (P49～50参照)
- ② 施設に入所していない
- ③ 病院等(老人保健施設を含む)に3か月以上入院していない

【手 当 額】 月額 30,450 円 (令和8年4月以降)

【申 請】 所定の診断書等、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、通帳が必要です。

※本人が公的年金を受給している場合は、年金証書、前年度の年金受給金額がわかるもの(年金通知書や振込みされた通帳など)が必要です。

※マイナンバーの確認が必要な手続きです。

【所得制限】 本人又は、配偶者及び生計を同じくする扶養義務者の所得が基準を超えた場合は支給が停止されます。(P53参照)

※認定期間(1 年・2 年・3 年・4 年・5 年・永久)があります。再認定の際は診断書等の提出が必要です。

(3)障がい児福祉手当

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	549 ・ 550		

心身に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある、20 歳未満の在宅の方に支給します。

【対 象 者】 20 歳未満であって次の要件を全て満たしている方

- ① 障がいの状態が基準を満たしている (P50参照)
- ② 施設に入所していない
- ③ 公的年金を受給していない

【手 当 額】 月額 16,650円 (令和8年4月以降)

【申 請】 所定の診断書等、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、通帳が必要です。

※マイナンバーの確認が必要な手続きです。

【所得制限】 本人又は、配偶者及び生計を同じくする扶養義務者の所得が基準を超えた場合は支給が停止されます。(P53参照)

※認定期間(1 年・2 年・3 年・4 年・5 年・永久)があります。再認定の際は診断書等の提出が必要です。

(4)特別児童扶養手当

窓口	障がい福祉課 障がい福祉第一係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	873		

心身に重度又は中度の障がいのある 20 歳未満の児童を養育している父母又は養育者に支給されます。

【対 象 者】 20 歳未満で以下の条件を満たす児童を養育している方

- ① 障がいの状態が基準を満たしている (P51～52参照)
- ② 施設に入所していない
- ③ 障がい年金等を受給していない

【手 当 額】 月額 1級 58,450 円 (令和8年4月以降)
2級 38,930 円 (令和8年4月以降)

【申 請】 所定の診断書、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、通帳が必要です。

※マイナンバーの確認が必要な手続きです。

※療育手帳 A 所持者は、手帳の判定日によっては診断書に代えて手帳の写しでの申請が可能となる場合があります。

【所得制限】 申請者、配偶者及び生計を同じくする扶養義務者の所得が基準を超えた場合には支給が停止されます。(P53参照)

(5)山形市重度心身障がい者福祉手当

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	549 ・ 550		

【対 象 者】 公的年金及び特別障がい者手当を受給していない、在宅で心身に障がいを有する下記のいずれかに該当する方を扶養している方に支給します。

- ① 20 歳以上で身体障がい者手帳1級・2級所持者
- ② 20 歳以上で知能指数が概ね 35 以下(療育手帳A程度)で、日常保護を必要とする方
- ③ 65 歳以上で日常生活に支障がある在宅寝たきりの方

【手 当 額】 月額 4,000 円 (年 2 回、9月・3月に口座振込)

【申 請】 身体障がい者手帳などの障がいの程度を証明するものが必要です。

(6)山形市重度心身障がい児福祉手当

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	549 ・ 550		

【対 象 者】 心身に障がいがある20歳未満の在宅の児童で、障がいの程度が障がい児福祉手当該当程度または知的指数がおおむね35以下(療育手帳 A 程度)で、日常介護を必要とする者であるが、所得制限等で特別児童扶養手当が支給停止または受給できない養育者に支給します(児童と養育者が同居している必要があります。)

【手 当 額】 月額 4,000 円(年 2 回、9 月・3 月に口座振込)

【申 請】 療育手帳などの障がいの程度を証明するものが必要です。

(7)児童扶養手当

窓口	こども家庭支援課 手当係		
TEL	641-1212	FAX	624-8901
内線	558 ・ 575		

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父又は母と生計をともにしていない児童の親、あるいは父又は母に代わってその児童を養育している方に対して支給される手当です。

【対 象 者】

父母の離婚、死別等により父又は母と生計を同じにしない場合、父又は母が重度の障がいがあるなどの場合に、児童(18歳になった年度末まで・障がい児は20歳未満)を扶養している父又は母や、父又は母に代わってその児童を養育している方に支給します。ただし、次のいずれかに該当するときは、手当は支給されません。

- 1 日本国内に住所を有しないとき
- 2 児童福祉法上の里親に委託されているとき
- 3 受給資格者以外の父又は母と住所・生計が同じとき(一定の障がい状態の場合を除く)
- 4 児童福祉施設に入所しているなど、受給資格者が養育していると認められないとき
- 5 父又は母の配偶者(婚姻していなくても、同居の事実婚を含む)に養育されているとき

【手 当 額】

手当額は請求者及び扶養義務者等(同居している請求者の父母や兄弟姉妹など)の前々年(10月から12月に請求する場合は前年)の所得額に応じて、全部支給・一部支給・全部停止(支給なし)が決まります。

対象児童数	全部支給	一部支給(所得額に応じて決定)	全部支給停止
児童が1人の場合	48,050円	48,040円 ～ 11,340 円	0 円
児童が2人目以降 の加算額	11,350円	11,340円 ～ 5,680円	0 円

※月額令和8年4月～適用

※公的年金額が児童扶養手当額より低い方については、その差額分の児童扶養手当を受給することができます。

(8)山形市健やか教育手当

窓口	こども家庭支援課 手当係		
TEL	641-1212	FAX	624-8901
内線	558 ・ 575		

山形市健やか教育手当は、父母の離婚などにより父又は母と生計をともにしていない児童の親、あるいは父又は母に代わってその児童を養育している方に対して支給される手当です。

【対象者】 父母の離婚、死別等により父又は母と生計を同じにしていない場合、父又は母が重度の障がいがあるなどの場合に、義務教育中の児童を扶養している父又は母や、父又は母に代わってその児童を養育している方に支給します。ただし、その方の市町村民税所得割額が課税の場合は支給されません。

【手当額】 ひとり親の場合 月額2,500円
両親のいない場合 月額4,000円

(9)心身障がい者扶養共済

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542 ・ 550		

心身に障がいのある方を扶養している方が加入者となって毎月掛金を掛け、その加入者が障がい者の生存中に死亡又は重度障がいになった場合、障がい者に年金(月額2万円、2口加入の場合は4万円)が給付されます。

【障がい者範囲】 次のいずれかに該当する障がい者で、将来独立自活することが困難と認められる方

- ①知的障がい
- ②身体障がい者手帳 1 級～3 級所持者
- ③精神又は身体に永続的な障がいのある方で、①又は②と同程度と認められる方

【加入者】 上記に該当する障がい者を扶養し、県内に住所があり、特に健康に問題のない65歳未満の方

【掛 金】	加入者の加入時の年齢	掛金月額(1口)
	35 歳未満	9,300 円
	35 歳以上 40 歳未満	11,400 円
	40 歳以上 45 歳未満	14,300 円
	45 歳以上 50 歳未満	17,300 円
	50 歳以上 55 歳未満	18,800 円
	55 歳以上 60 歳未満	20,700円
	60 歳以上 65 歳未満	23,300円

【加入申請】 所定の申請書・告知書、障がい者及び加入者の住民票の写し、障がい者手帳・障がい年金証書などの障がいの程度を証明するもの、印鑑が必要です。

(10)山形市重度障がい者介護者激励金

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542 ・ 550		

【対 象 者】

在宅で6か月を超える期間継続して20歳以上65歳未満の重度障がい者(ほぼ寝たきり状態の方)を介護している山形市民の方で、当該重度障がい者と同一世帯の方、又は同一世帯ではないが当該重度障がい者を常時介護している方

※「重度障がい者」とは、次の①、②のいずれにも該当する方です。

① 20 歳以上 65 歳未満で、身体障がい者手帳 1 級・2 級、療育手帳 A 又は精神障がい者保健福祉手帳1級を所持している方

②山形市が行う調査の結果、重度障がい状態であると認められる方(障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障がい者総合支援法)に基づく障がい程度区分又は霜がき支援区分の調査において、日常生活において全面的に介助が必要と判断され、障がい程度区分又は障がい支援区分が概ね 5 以上に相当する方)

※「6か月を超える期間」には、連続する3か月以上の病院・施設等に入院・入所している期間は含みません。

【支 給 額】 年額 50,000 円以内

【申 請】 障がい者手帳などの障がいの程度を証明するもの、申請者(介護者)名義の預金通帳が必要です。

※申請していただく時期は 10 月中旬から 12 月上旬までの約2か月間です。詳しくは「広報やまがた」でお知らせします。

(11)傷病手当金

【問合せ先】 各医療保険者(医療保険者名は資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの健康保険情報の欄に記載されています。)

健康保険に加入している方が、病気やけがによる療養のため仕事を休んだ日が連続して3日間あったうえで、4日以上休んで給料を受けられない場合に支給される場合があります。

【支給金額】 標準報酬月額 $\times$ 2/3

ただし、休んでいる期間に、事業主から報酬を受けた場合、同一の傷病により障がい厚生年金を受けているなどの場合は傷病手当金の金額を上限としてその差額が支給されます。

【支給期間】 支給開始日から1年6か月以内

※私用中の病気やけがによるものが対象で、通勤途中、仕事中的場合は労災扱いになります。

※国民健康保険や後期高齢者医療の被保険者は、適用になりません。

(12)生活保護

窓口	生活支援課 保護係
TEL	641-1212
内線	591・592・593・594

生活に困窮する方に、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障します。

【保 護 費】 基準により算定される最低生活費と収入額を比較して、収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分を保護費として給付します。

(13)産科医療補償制度

窓口	産科医療補償制度専用コールセンター
TEL	0120-330-637(土日祝・年末年始を除く)

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供するなどにより、産科医療の質の向上等を図ることを目的とした制度です。

	補償の対象(①～③の基準をすべて満たす場合、補償対象となります。)		補償内容
①	2015 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までに出生したお子様の場合	2022 年 1 月 1 日以降に出生したお子様の場合	総額 3,000 万円
	在胎週数が <u>32 週以上</u> で出生体重が <u>1,400g 以上</u> 、または 在胎週数が <u>28週以上で所定の要件を満たすこと</u>	在胎週数が <u>28 週以上</u> であること	
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること		
③	身体障がい者障がい程度等級 1 級または 2 級相当の脳性まひであること		

※補償申請ができる期間は、お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。

※詳細は下記お問い合わせ先にご照会いただくか、もしくは産科医療補償制度ホームページ(<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>)をご参照ください。

公益財団法人日本医療機能評価機構 産科医療補償制度専用コールセンター 電話 0120-330-637

8 自立支援給付制度

※申請にはマイナンバーの登録が必要です。

窓口	障がい福祉課 第一係・第二係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	580・589・590・621		

(1)自立支援給付制度とは

障がい者総合支援法では、障がいがある方が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指しており、障がいがある方の状況に応じて各サービスを設定しています。そして、このサービスの利用に要した費用について公費で一定額を給付する仕組みとなっています。このサービスの利用に係る給付のことを「自立支援給付」といいます。

(2)自立支援給付制度の体系

福祉サービスに係る自立支援給付は、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、地域への移行・定着のため相談等の支援を受ける場合の「地域相談支援給付」に大別することができ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

(サービスには期限の定めのあるものと、期限の定めのないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新(延長)は一定程度、可能となります。)

<福祉サービスに係る自立支援給付の体系>

	サービス名称	サービス内容
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者その他の障がい者で常に介護を必要とする人に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、外出時に同行して、必要な情報の提供、移動の援護等を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出の際の移動中の介護等を行います。
	重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所(ショートステイ)	居宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、短期間、夜間も含め、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、施設において、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、主として夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

	サービス名称	サービス内容
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練・宿泊型)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労選択支援	障がいのある方本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型＝雇用型、B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用し、一般就労した障がい者の就労継続のために、相談、指導、助言等の必要な支援を行います。
	自立生活援助	定期的な巡回や、通報を受けて行う訪問、相談等により、障がい者の状況を把握し、関係機関と連絡調整等を行い、自立した日常生活を送るために、環境整備に必要な援助を行います。
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日において、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
地域相談支援給付	地域移行支援	施設に入所している人や精神科病院に入院している人若しくは地域における生活に移行するために支援を必要とする人について、住居の確保などの地域生活に移行するために必要な相談等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身である人や家族の介護を受けられない人について、常時の連絡体制を確保し、その障がいにより生じた緊急の事態の場合等に必要な相談等を行います。

(3)計画相談支援

障がい者のより適切なサービスの利用に向けて、計画相談支援制度があります。この支援は、指定特定相談支援事業者(P69参照)が実施し、障がい福祉サービスの利用者すべての方が支援対象となります。

※指定特定相談支援事業者とは

専門的な知識と資格を持った相談支援専門員が、障がい福祉サービス利用のサポートをします。相談支援に係る費用は全額公費負担となりますので、無料でご利用いただけます。

〈計画相談支援の主な内容〉

サービス 利用支援	「サービス等利用計画案」の作成	障がい者の心身の状況や意向、その他の事情を勘案し、サービス等の種類及び内容などを記載した「サービス等利用計画案」を作成します。市では、この利用計画書案を勘案して、サービスの支給決定を行います。
	サービス事業者等との連絡調整	支給決定後、サービス事業者等との連絡調整などの便宜を図ります。
	「サービス等利用計画書」の作成	支給決定の内容に基づき、サービスの種類及び内容、担当者等を記載した「サービス等利用計画」を作成します。
継続サービス 利用支援	モニタリング	一定の期間ごとに、居宅訪問や面接などを行い、障がい者の生活実態と利用中のサービスが適正であるか検証します。
	サービス利用に係る調整等	モニタリングの結果、利用中のサービスが生活実態に即していない場合は、「サービス等利用計画」を変更するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。 また、新たな支給決定又は支給決定の変更が必要な場合は、当該申請の支援を行います。

(4)支給決定までの流れ

障がい者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、次のような障がい者の状況を判断したうえで、支給決定を行います。

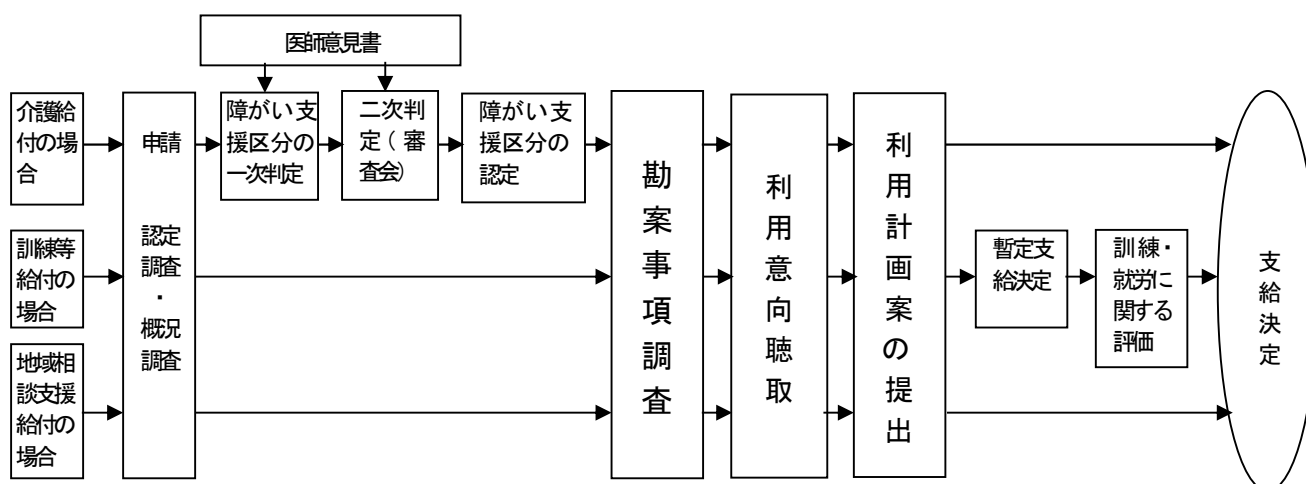
- ・障がい者の心身の状況(障がい支援区分※)
- ・社会活動や介護者、居住等の状況
- ・サービス利用の意向
- ・訓練・就労に関する評価
- ・指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案

※障がい支援区分とは

障がい支援区分とは、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す6段階の区分(区分1～6:区分6の方が支援の度合いが高い)です。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービス利用ができるよう導入されました。

障がい者の特性を踏まえた判定が行われるよう、移動や動作等に関連する項目(12項目)、身の回りの世話や日常生活等に関連する項目(16項目)、意思疎通等に関連する項目(6項目)、行動障がいに関する項目(34項目)、特別な医療に関する項目(12項目)の計80項目の調査を行い、山形市障害支援区分判定審査会での総合的な判定を踏まえて山形市が認定します。

<支給決定までの流れの表>



介護給付を希望する場合

- ①相談(指定特定相談支援事業者(P69参照)へご相談ください。)
- ②利用申請
- ③認定調査・概況調査(心身の状況に関する80項目のアセスメント調査等)
- ④障害支援区分の一次判定【医師意見書】
- ⑤障害支援区分の二次判定【審査会】
※審査会は、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する委員で構成されます。
- ⑥障害支援区分の認定(介護給付では区分1～6までの認定が行われます。)
- ⑦勘案事項調査(地域生活、就労、日中活動、介護者、居住状況など)
- ⑧サービスの利用意向の聴取(必要に応じて、市町村審査会の意見を聴取します。)
- ⑨サービス等利用計画案の提出
- ⑩支給決定

訓練等給付を希望する場合

- ①相談(指定特定相談支援事業者(P69参照)へご相談ください。)
 - ②利用申請
 - ③認定調査・概況調査(心身の状況に関する80項目のアセスメント調査等)
 - ④勘案事項調査(地域生活、就労、日中活動、介護者、居住状況など)
 - ⑤サービスの利用意向の聴取
 - ⑥サービス等利用計画案の提出
 - ⑦暫定支給決定
 - ⑧訓練・就労に関する評価
 - ・一定期間、サービスを利用し、
 - (i)ご本人の利用意思の確認 (ii)サービスが適切かどうかを確認
 - ・確認ができれば、評価項目にそった個別支援計画を作成し、その結果をふまえ本支給決定が行われます。
 - ・必要に応じて、市町村審査会の意見を聴取します。
 - ⑨支給決定
- ※⑦⑧については、サービスの種類により省略できる場合があります。

地域相談支援給付を希望する場合

- ①相談(指定特定相談支援事業者(P69参照)へご相談ください。)
- ②利用申請
- ③認定調査・概況調査(心身の状況に関する80項目のアセスメント調査等)
- ④勘案事項調査(地域生活、就労、日中活動、介護者、居住状況など)
- ⑤サービスの利用意向の聴取
- ⑥サービス等利用計画案の提出
- ⑦支給決定

(5)利用者負担の仕組み

①月ごとの利用者負担には上限があります。

サービスに係る利用者負担は、基本的にサービス量に応じた10%の定率負担となりますが、所得に応じて、次のとおり月額負担上限額(一月における利用者負担の上限額)が設定されます。

なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、障がいのある方が18歳以上の場合は、本人とその配偶者のみ、18歳未満(施設入所の場合は18・19歳も含む。)の場合は、保護者の属する住民基本台帳での世帯となります。

【障がい者(18歳以上)の場合】(施設に入所する18、19歳を除く。)

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満) ※20歳以上の施設入所者、グループホーム利用者を除きます(注1)。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(注1) 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

【障がい児(18歳未満)の場合】(施設に入所する18、19歳を含む。)

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割28万円未満) ※通所施設、ホームヘルプ利用の場合(入所施設利用の場合を除く)。	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

②同じ世帯のなかで複数の方がサービスを利用しても4区分の月額負担上限額は同じです。

同じ世帯のなかで障がい福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障がい福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを利用した場合及び補装具費の支給を受けた場合でも、4区分の月額負担上限額は変わらず、これを超えた分が高額障がい福祉サービス等給付費として支給されます(償還払い方式によります)。

例えば、一般2に該当する世帯で、本人とその配偶者の両方が障がい福祉サービスを利用する場合も、世帯全体の負担の合計は、37,200 円が上限となります。それぞれの方が、一旦、月額負担上限額までを支払っていただき、世帯合算で 37,200 円を超えた分が、償還払いにより支給されます。

該当する方には、年1回(3月頃)障がい福祉課からご案内をお送りします。申請の際には、事業所に支払った領収書をご提出いただきますので、領収書は大切に保管してください。

③介護保険移行後の利用者負担について軽減措置が講じられます。

65歳に達する日前5年間引き続き「介護保険相当障がい福祉サービス」(※1)に係る支給決定を受けていた方で所得や障がい支援区分など一定の要件を満たす場合、介護保険移行後に利用した「障がい福祉相当介護保険サービス」(※2)分の利用者負担が新高額障がい福祉サービス等給付費として支給されます(償還払い方式によります)。

該当する方には、年2回(9月・3月頃)障がい福祉課からご案内をお送りします。申請の際は、事業所に支払った領収書をご提出いただきますので、領収書は大切に保管してください。

※1 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所

※2 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護(介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは含まれない。)

④食費等実費負担についても、軽減措置が講じられます。

通所施設の食事や、入所施設の食費、光熱水費の実費負担については、施設ごとに額が設定されることになります。

⑤グループホームの利用者に家賃助成が講じられます。

「生活保護」、「低所得」の区分の場合、家賃の一部(上限 10,000 円)が補足給付されます。

⑥生活保護受給対象者にならないために利用料等の減額・免除を受けられます。

上記の負担軽減策を講じても、自己負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合、生活保護へ移行することがないよう、自己負担の負担上限月額や食費等実費負担額を引き下げます。

(6)留意事項

- ・ 希望するサービスが提供できない状況では、利用の決定ができない場合があります。
- ・ サービスの種類によっては同時に利用できないものがあります。
- ・ 介護保険制度が利用できる方は、介護保険のサービスが優先されるため、利用できないサービスがあります。
- ・ 支給決定量を超えてサービスを利用した場合は、超えた分については全額自己負担となります。

9 地域生活支援事業

窓口	障がい福祉課 第一係・第二係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	580・589・590・621		

(1)地域生活支援事業とは

障がい者総合支援法では、市町村の創意工夫により、障がいがある方々の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業の制度があります。

山形市及び山形県は、地域で生活する障がいのある方のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態により、効率的・効果的な取り組みを行います。

(2)地域生活支援事業の内容

【山形市が行う事業】

事業名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある方及びその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みの支援を行います。
相談支援事業	市が委託する相談支援事業所（基幹相談支援センター）において、障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等を行います。 また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がいのある方に対して、成年後見制度を利用する際の支援及び費用の補助を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣やビデオ通話による遠隔手話通訳サービスなどを行います。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。
日常生活用具給付等事業（※1）	在宅生活を営む上で、日常生活用具を必要とする障がいのある方に対して、給付又は貸与することにより、障がい者の日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業（※1）	心身の障がいのために屋外での移動が困難な障がいのある方に、外出のための支援（個別ヘルパー派遣、視覚障がい者ガイドヘルパー派遣等）を行います。 また、障がい児の学校送迎活動を支援します。
地域活動支援センター事業	市が委託した地域活動支援センターに、障がいのある方が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ることで、地域生活を支援します。
理解促進研修・啓発事業	障がいのある方が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会障壁」を除去するため、障がいに対する理解を深める研修・啓発を行います。

事業名		内容
日常生活支援事業	訪問入浴サービス事業(※1)	居宅介護等の入浴介護を受けることができない重度の身体障がいがある方(障がい支援区分3以上)に、訪問による入浴サービスを提供します。
	生活訓練等事業(※1)	障がいのある方に対して、日常生活上必要な訓練、指導等を行います。
	障がい者自立支援訓練事業(※1)	福祉ホーム等に居住している障がいがある方に、ケアグループによる介助サービスを提供します。
	身体障がい者福祉センター事業	身体に障がいのある方を対象にした講座等を開催します。
	日中短期入所事業(※1)	居宅において介護者の疾病等の理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所が必要な障がいのある方について、施設等に短期間の入所を行い、入浴、排せつ又は食事の介護等のサービスを提供します。ただし、宿泊を伴わないものに限りです。
社会参加支援事業		障がいのある方を対象に、スポーツ教室開催等を行います。また、上肢・下肢・移動・体幹機能障がいの方の自動車運転免許取得費や自動車改造費への助成、車いすの使用に配慮した重度身体障がい者介護用車両改造費等への助成を行います。
重度障がい者等就労支援特別事業		重度の障がいのある方に対して通勤支援や職場等における支援を実施することにより、就労機会の拡大や社会参加の促進を図ります。
専門性の高い相談支援事業(※2)		発達障がい、高次脳機能障がいなど専門性の高い障がいについて、相談に応じ、必要な情報提供等を行います。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業(※2)		手話通訳者・要約筆記者養成研修事業、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業、失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業を行います。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業(※2)		手話通訳者・要約筆記者派遣事業、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を行います。
地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業		障がい者が地域の中で孤立することなく、住み慣れた環境で暮らし続けられるよう、個別支援等のコーディネートや、緊急時における受け入れ先の確保等を担う地域生活支援機能の連携強化を図ります。

※1 申請にはマイナンバーの確認が必要です。

※2 山形県との共同設置になり、窓口は山形県になります。

【山形県が行う事業】

事業名	内容
専門性の高い相談支援事業	発達障がい、高次脳機能障がいなど専門性の高い障がいについて、相談に応じ、必要な情報提供等を行います。
広域的な支援事業	精神障がい者退院促進支援事業など市町村域を超えて広域的な支援が必要な事業を行います。
その他の事業(研修事業を含む。)	都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 また、サービス提供者、指導者などへの研修事業等を行います。

※各事業の詳しい内容は、山形県のホームページをご参照ください。

10 児童に係る通所・入所給付制度

※申請にはマイナンバーの登録が必要です。

通所に関して

窓口	障がい福祉課 障がい福祉第一係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	589 ・ 873		

入所に関して

問合せ先	山形県中央児童相談所
TEL	627-1195

(1) 児童に係る通所・入所給付制度とは

児童福祉法では、心身に障がいのある児童の療育を支援するため、施設への通所や入所をするサービスを設定しています。そして、このサービスの利用に要した費用について、公費で一定額を負担する仕組みとなっています。このサービスの利用に係る給付のことを「障がい児通所給付」、「障がい児入所給付」といいます。

(2) 給付の対象となる障がい児とは

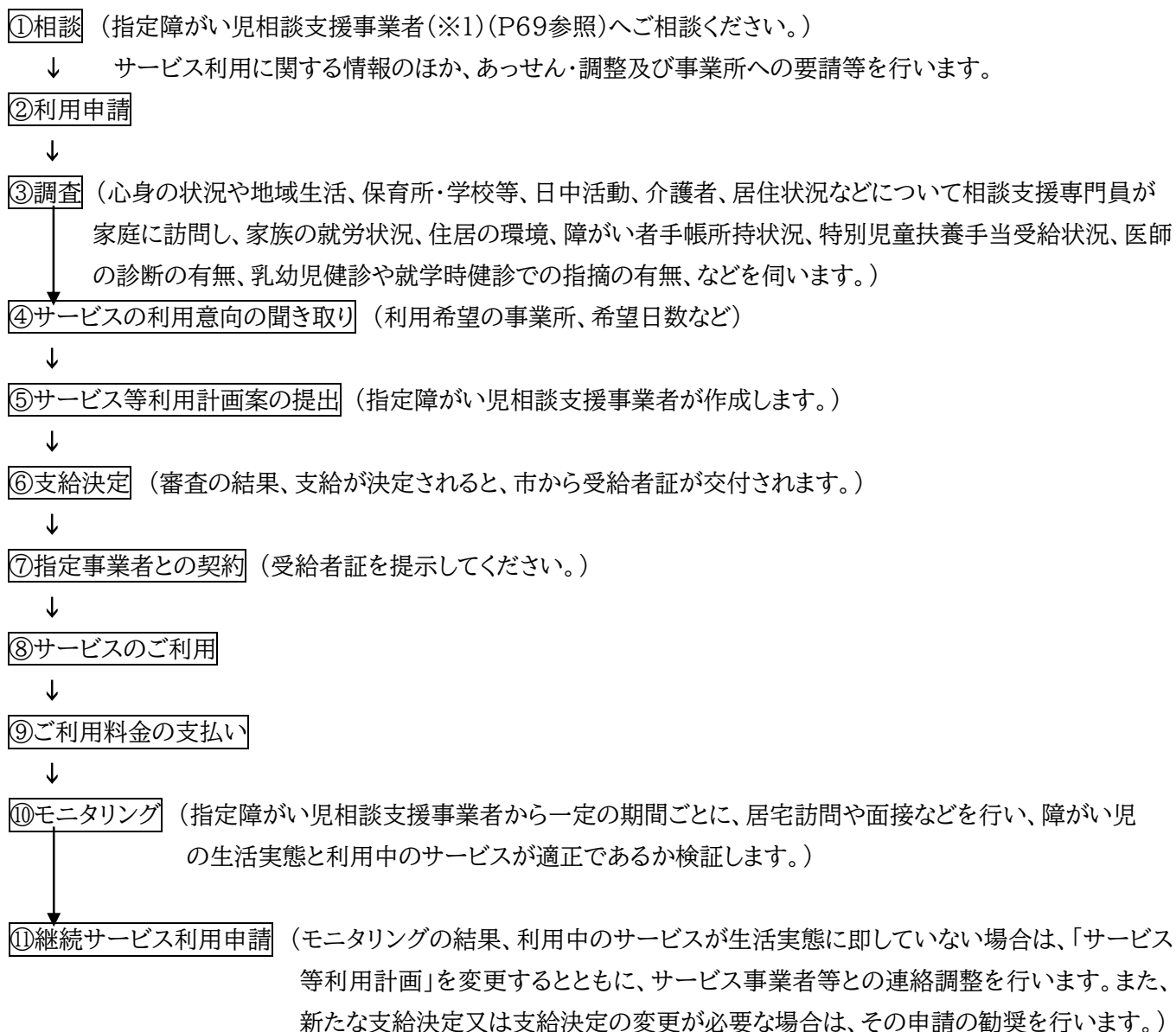
身体障がい・知的障がい・精神障がい(発達障がいを含む)、または難病に罹患している18歳未満の児童です。障がい者手帳の有無は問いません。

(3) 児童に係る通所・入所給付制度の体系

サービス名称		内容
障がい児通所給付	児童発達支援 (対象:未就学児)	施設で日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	放課後等デイサービス (対象:就学している児童・生徒)	学校に就学している児童につき、授業の終了後又は休業日に、施設において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援 (対象:未就学児、就学している児童・生徒)	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	保育所等訪問支援 (対象:保育所・学校等に在籍している児童)	保育所等に通う児童につき、その保育所等に訪問し、その保育所等における他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障がい児入所給付	障がい児入所支援(※)	施設に入所し、又は医療機関に入院する児童に、日常生活の指導、知識技能の付与を行うとともに、その必要な児童に対して治療を行います。

※障がい児入所給付については、山形県中央児童相談所にお問い合わせください。

(4)サービス利用までの流れ(障がい児通所給付)



※1 指定障がい児相談支援事業者とは

専門的な知識と資格を持った相談支援専門員が、障がい児通所給付に係るサービスの利用をサポートをします。相談支援に係る費用は全額公費負担となりますので、無料でご利用いただけます。

(5)利用者負担の仕組み

①月ごとの利用者負担には上限があります。

利用者負担については、基本的にサービス量に応じた10%の定率負担となりますが、所得に応じた月額上限の設定により、次表のように4区分に決定されます。詳しくは障がい福祉課へお問い合わせください。

なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、保護者の属する住民基本台帳での世帯となります。

※ただし保護者及びその配偶者が障がい福祉サービスを利用されている場合は、保護者及びその配偶者のみの所得で判断します。詳しくは障がい福祉課へお問い合わせください。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割28万円(注)未満)	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

※利用者負担は、原則サービス費用の10%ですが、世帯の課税状況や「多子軽減措置」の適用により、第2子は5%、第3子以降は無償となる制度があります。

※3歳になって最初の4月1日から小学校入学前までの3年間、児童発達支援等の利用者負担が無償となります。詳しくは障がい福祉課へお問い合わせください。

②同一世帯で複数の利用者がある場合等は、申請により自己負担額が戻ります。

同じ世帯のなかでサービスを利用する児童が複数いる場合等でも、4区分の月額負担上限額は変わらず、これを超えた分が高額障がい児通所給付費として支給されます(償還払い方式によります)。

例えば、区分「一般2」の世帯で、複数の児童がサービスを利用する場合であっても、世帯全体の定率負担の合計は、37,200円が上限となります。それぞれの方が、一旦、月額負担上限額までを支払っていただき、世帯合算で37,200円を超えた分が、償還払いにより支給されます。該当する方には、年2回(9月・3月頃)障がい福祉課からご案内をお送りします。

(6)留意事項

- ・ 希望するサービスが提供できない状況では、利用の決定ができない場合があります。
- ・ 支給決定量を超えてサービスを利用した場合は、超えた分については全額自己負担となります。

11 その他

(1)障害者職業能力開発校等

障がいがある方にその能力に適した職業訓練を行い、就業による自立のための支援を行っています。
ご利用の際は事前に公共職業安定所での職業相談が必要です。

施設名	TEL・FAX	〒	住所	設置者及び管理者
国立県営宮城障害者職業能力開発校	022-233-3124 022-233-3125	981-0911	仙台市青葉区台原 5-15-1	宮城県 (国から委託)
山形県立山形職業能力開発専門校	023-644-9227 023-644-6850	990-2473	山形市松栄 2-2-1	山形県

(2)障がい児者福祉団体等

団体名	事務局	事業内容
山形市福祉団体連絡会	山形市城西町2-2-22 電話 023-646-8812	関係団体の連絡、要望活動、軽食喫茶「ふれ愛」の運営
山形市手をつなぐ育成会	山形市城西町4-2-38 電話 023-644-1132	研修、交流事業等
山形県自閉症協会山形支部	山形市大字岩波字鬼越3-1 電話 023-624-4825	研修・交流活動等
(福)日本てんかん協会 山形県支部	白鷹町荒砥乙2881 電話 0238-85-4288	交流会、講演会、会報の発行等

(3)保養所【在宅心身障がい児者保養訓練センター「希望ヶ丘まつかぜ荘」】

在宅で心身に障がい有する方及びその家族のための保養、交流の場としての施設です。また、地域の福祉センターとして、宿泊、休憩、会食、研修等にどなたでも利用することができます。直接申し込んでください。

山形県社会福祉事業団が運営しています。

【所在地】川西町大字下小松2045-20

電話:0238-42-5157

FAX:0238-42-5165

【施設】宿泊定員 50名 (宿泊所、休憩所、機能訓練室)

12 参考資料

(1)個人番号(マイナンバー)の確認及び本人確認について

①個人番号(マイナンバー)の確認について

申請書等に個人番号(マイナンバー)のご記入が必要な申請の際は、窓口で個人番号の確認が必要です。

下記のいずれかの書類をご持参ください(写しでも確認可能です)。

申請者本人の

- ・個人番号カード
- ・個人番号通知カード※
- ・個人番号が記載された住民票等

※個人番号通知カードは、記載の氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、マイナンバーを証明する書類として利用できます。また、令和2年5月25日以降発行されている個人番号通知書は利用できません。

②本人確認について

個人番号(マイナンバー)の確認を要する全ての手続で申請者本人又は代理人の身元の確認を行いますので、次の書類をご持参ください(写しでも確認可能です)。

○証明書1つで確認できる場合

- ・官公署発行の顔写真つきのもの

例 個人番号カード、パスポート、運転免許証、障がい者手帳 等

○証明書が2つ必要な場合

- ・氏名、住所又は生年月日が確認できる顔写真なしのもの

例 資格確認書、年金手帳、児童扶養手当証書 等

【代理人申請の場合の留意点】

申請者本人以外の方が代理で窓口に来られる場合は、申請者本人の受給者証、公的医療保険の資格確認書など、官公署等から発行された書類を1点お持ちください。お持ちでない場合は、原則として、下記のとおり戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)や委任状等が必要となります。

	申請に来られた方	必要なもの
法定	申請者が未成年(20歳未満)の、 <u>未成年後見人</u>	戸籍謄本
	申請者が成年被後見人の、 <u>成年後見人</u>	審判書の写し等
任意	申請者が成年(20歳以上)で、 <u>申請者のご家族、知人等</u>	※委任状

※委任状の様式は任意ですが、障がい福祉課窓口に参加様式がありますので、必要な際はお声がけください。

(2)特別障がい者手当の対象基準

次の(ア)～(オ)のいずれかに該当する方

(ア)別表1の障がい重複している方

別表1

1	※1 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの、又は一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつI/2 視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの、自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障がい有するもの、又は両上肢の全ての指を欠くもの、若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障がい有するもの
4	両下肢の機能に著しい障がい有するもの、又は両下肢を足関節以上で欠くもの
5	体幹の機能に座っていることができない程度、又は立ち上がることができない程度の障がい有するもの
6	※2 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7	※3 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※1 「両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.03 以下のものをいう。「一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものをいう。

※2 内部機能障がい1級等

※3 精神障がいの場合(日常生活において常時特別の介護を必要とする程度のもの)
知的障がいの場合(IQ が概ね 20 以下に相当するもの)

(イ)別表1の障がい1つあり、さらに別表2の障がい2つ以上重複している方

別表2

1	※1 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの、又は一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
3	平均機能に極めて著しい障がい有するもの
4	そしゃく機能を失ったもの
5	音声又は言語機能を失ったもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの、又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
7	一上肢の機能に著しい障がい有するもの、又は一上肢の全ての指を欠くもの、若しくは上肢の全ての指の機能を全廃したもの
8	一下肢の機能を全廃したもの、又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
9	体幹の機能に歩くことができない程度の障がい有するもの
10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

11	※2 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
----	------------------------------------

※1 「両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.07 以下のものをいう。「一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものをいう。

※2 精神障がいの場合(日常生活において常時介護を必要とする程度のもの)
知的障がいの場合(IQ が概ね 35 以下に相当するもの)

(ウ)別表1の3から5までのいずれか一つの障がいを有し、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められるもの

(エ)内部障がい(心臓、肝臓、呼吸器等)の方で、絶対安静の方

(オ)精神障がい又は知的障がいの方で、日常生活能力の評価が極めて重度であると認められるもの

(3)障がい児福祉手当の対象基準

1	※1 両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下のもの
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3	両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
4	両上肢の全ての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿の2分の1以上失ったもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの
8	前各号に掲げるもののほか、身体機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が、前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9	※2 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10	身体機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※1 「両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.02 以下のものをいう。

※2 精神障がいの場合(日常生活において常時特別の介護を必要とする程度のもの)
知的障がいの場合(IQ が概ね 20 以下に相当するもの)

(4)特別児童扶養手当の対象基準

次のいずれかに該当する方

1級該当

1	※1 (1)両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの (2)一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの (3)ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつI/2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの (4)自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障がいをも有するもの
4	両上肢の全ての指を欠くもの
5	両上肢の全ての指の機能に著しい障がいをも有するもの
6	両下肢の機能に著しい障がいをも有するもの
7	両下肢を足関節以上で欠くもの
8	体幹の機能に座っていることができない程度、又は立ち上がることができない程度の障がいをも有するもの。
9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
10	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
11	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※1 「両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.03 以下のものをいう。「一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものをいう。

2級該当

1	※1 (1)両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの (2)一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの (3)ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつI/2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの (4)自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
3	平衡機能に著しい障がいをもつもの
4	そしゃく機能を欠くもの
5	音声又は言語機能に著しい障がいをもつもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障がいをもつもの
8	一上肢の機能に著しい障がいをもつもの
9	一上肢の全ての指を欠くもの
10	一上肢の全ての指の機能に著しい障がいをもつもの
11	両下肢の全ての指を欠くもの
12	一下肢の機能に著しい障がいをもつもの
13	一下肢を足関節以上で欠くもの
14	体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをもつもの
15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※1 「両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.07 以下のものをいう。「一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものをいう。

(5)特別障がい者手当、障がい児福祉手当、特別児童扶養手当の所得制限の限度額表

(単位:円)

	扶養親族等の数	特別障がい者手当 障がい児福祉手当		特別児童扶養手当	
		本人	配偶者及び扶養義務者	本人	配偶者及び扶養義務者
令和6年分	0	3,661,000	6,287,000	4,596,000	6,287,000
	1	4,041,000	6,536,000	4,976,000	6,536,000
	2	4,421,000	6,749,000	5,356,000	6,749,000
	3	4,801,000	6,962,000	5,736,000	6,962,000
	4	5,181,000	7,175,000	6,116,000	7,175,000
	5	5,561,000	7,388,000	6,496,000	7,388,000

(注)1 上記表中の「本人」とは、障がい児福祉手当・特別障がい者手当にあっては、障がい認定を受ける方。特別児童扶養手当にあっては、障がい認定を受ける児童を監護する父母のいずれか所得の高い方または養育者をいいます。

2 扶養義務者は、本人とその配偶者を除く同居家族の中で、最も所得の高い方となります。

3 令和6年分においては、所得税法に規定する 70 歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族及び 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族がある方についての所得限度額は、上記表中の所得額に次の額を加算した額とします。

(1)本人の場合

① 70 歳以上の同一生計配偶者または老人扶養親族1人につき 10 万円

② 特定扶養親族及び 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族1人につき 25 万円

(2)配偶者及び扶養義務者

老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6 万円

4 表中の所得限度額と対比する本人、配偶者、扶養義務者の所得額からは、障がい者控除、配偶者特別控除など、別途控除することが認められているものがあります。

(6)市有施設使用料等減免施設の一覧

No.	施設名称	所在地	電話・FAX番号	障がい者利用の場合の減免内容
1	漆山やすらぎ荘(老人福祉センター)	山形市大字漆山字月山堂818番地	023-686-5567(TEL) 023-686-5567(FAX)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで入浴料が無料
2	黒沢いこい荘(老人福祉センター)	山形市大字黒沢字中川原541番地	023-688-9060(TEL) 023-689-0559(FAX)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで入浴料が無料
3	大曽根さわやか荘(老人福祉センター)	山形市並柳47番地	023-644-0016(TEL) 023-645-5277(FAX)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで入浴料が無料
4	山形国際交流プラザ (山形ビッグウイング)	山形市平久保100番地	023-635-3100(TEL) 023-635-3030(FAX)	障がい者福祉の増進の目的で障がい者団体が主催し、障がい者が参加する会議、研修等でプラザを使用する場合、使用料が半額免除。ただし、営利目的の場合は除く。
5	山形テルサ	山形市双葉町一丁目2-3	023-646-6677(TEL) 023-647-0123(FAX)	障がい者団体が主催し、障がい者が参加することを目的とした障がい福祉の増進に資する事業は使用料の半額免除。ただし、1人1回当たり500円を超える入場料を徴する場合を除く。一使用者につき年1回に限る。
6	山寺芭蕉記念館	山形市大字山寺字南院4223	023-695-2221(TEL) 023-695-2552(FAX)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで入館料が無料
7	清風荘	山形市東原町二丁目16-7	023-622-3690(TEL) 023-622-3690(FAX)	使用者の半数以上が身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者である場合は、使用料が半額免除。ただし、営利を目的とする場合を除く。
8	やまがたクリエイティブシティセンター Q1(交流ルーム)	山形市本町一丁目5-19	023-615-8099(TEL) 023-615-8098(FAX)	障がい者団体が主催し、障がい者が参加することを目的とした行事で使用する場合は、交流ルームの使用料が半額免除。
9	山形市民会館	山形市香澄町二丁目9-45	023-642-3121(TEL) 023-642-3124(FAX)	障がい者団体が主催し、障がい者が参加することを目的とした集会等で使用するときは、使用料が半額免除。ただし、500円を超える入場料を徴収する場合を除く。
10	中央公民館 (ホール、音楽室(リハーサル室)、ギャラリー)	山形市七日町一丁目2番39号	023-623-2150(TEL) 023-633-9804(FAX)	障がい者団体が主催し、障がい者が参加することを目的とした行事等の使用料が半額免除。ただし、500円を超える入場料を徴収する場合を除く。
11	山形市野草園	山形市大字神尾832番地の3	023-634-4120(TEL) 023-634-4121(FAX)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで入園料が無料。
12	総合福祉センター(入浴施設)	山形市城西町二丁目2-22	023-645-9234(TEL)	・一般浴場:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで使用料が無料。 ・障がい者用浴室:一般浴場に入浴が困難な山形市在住の障がい者手帳所持者及びその介助者1名まで使用料が無料。事情によっては条件外でも利用できる場合もあり。回数制限あり。

No.	施設名称	所在地	電話・FAX番号	障がい者利用の場合の減免内容
13	総合福祉センター(体育ホール)	山形市城西町二丁目2-22	023-645-9234(TEL)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで使用料が無料。ただし、専用予約が入っていない時間帯の当日利用に限る。 障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、専用使用料が無料。
14	山形市立第一小学校 屋内プール	山形市本町一丁目5番24号	023-622-0678(TEL)	個人の場合 身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで使用料が無料。 団体の場合(コース専用使用) 「障がい者の福祉の増進に資するもの」の場合は、使用料が全額免除。
15	べにっこひろば	山形市樋越22番地	023-674-0220(TEL) 023-674-0221(FAX)	・山形市在住ではない身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで入園料が無料。 ・障がい者がおおむね半数を超える団体が「あそびの大ホール」等を専用使用する際の使用料が全額免除。
16	シェルターインクルーシブプレイスコパル(南部児童遊戯施設)	山形市大字片谷地580-1	023-676-9876(TEL) 023-676-9878(FAX)	・山形市在住ではない身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで入園料が無料。 ・障がい者がおおむね半数を超える団体が体育館を専用使用する際の使用料が全額免除。
17	総合スポーツセンター	山形市落合町1番地	023-625-2288(TEL) 023-625-2285(FAX) きらやかスタジアム (野球場) 023-687-1789(TEL) テニスコート 023-625-2630(TEL)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで普通使用料が無料。 障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、専用使用料が全額免除。
18	南部体育館	山形市小荷駄町7-110	023-641-6705(TEL)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで普通使用料が無料。 障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、専用使用料が全額免除。
19	福祉体育館	山形市小白川町二丁目3-33	023-635-1771(TEL)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで普通使用料が無料。 障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、専用使用料が全額免除。

No.	施設名称	所在地	電話・FAX番号	障がい者利用の場合の減免内容
20	江南体育館	山形市江南一丁目1-27	023-684-4296(TEL)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで普通使用料が無料。 障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、専用使用料が全額免除。
21	蔵王体育館	山形市蔵王温泉字上の台103	023-694-9876(TEL)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで普通使用料が無料。 障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、専用使用料が全額免除。
22	沼の辺体育館	山形市沼の辺町4-33	総合スポーツセンター事務局 023-625-2288(TEL)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで普通使用料が無料。 障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、専用使用料が全額免除。
23	弓道場	山形市霞城町1-6 (霞城公園内)	総合スポーツセンター事務局 023-625-2288(TEL)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで普通使用料が無料。 障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、専用使用料が全額免除。
24	北市民プール	山形市桧町三丁目10-1	023-684-8265(TEL)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで普通使用料が無料。 障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、専用使用料が全額免除。
25	みなみ市民プール	山形市南一番町8-5	023-622-4990(TEL)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで普通使用料が無料。 障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、専用使用料が全額免除。

No.	施設名称	所在地	電話・FAX番号	障がい者利用の場合の減免内容
26	南石関グラウンド・ゴルフ場	山形市南石関57-1	山形市スポーツ会館 023-647-4175(TEL)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで普通使用料が無料。 障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、専用使用料が全額免除。
27	コンフォート ヤマガタ グラウンド・ゴルフ場 (山形市グラウンド・ゴルフ場)	山形市樋越51-1	023-684-9870(TEL) 023-684-9871(FAX)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで普通使用料が無料。 障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、専用使用料が全額免除。
28	ネッツえがおフィールド (山形市あかねヶ丘陸上競技場)	山形市あかねヶ丘二丁目4	023-644-4850(TEL) 023-664-0544(FAX)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで普通使用料が無料。 障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、専用使用料が全額免除。
29	流通センター野球場	山形市流通センター二丁目1	きらやかスタジアム 023-687-1789(TEL)	障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、専用使用料が全額免除。
30	流通センター庭球場	山形市流通センター四丁目2	山形市総合スポーツセンターテニスコート 023-625-2630(TEL)	障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、専用使用料が全額免除。
31	鋳物町運動広場	山形市鋳物町24	きらやかスタジアム 023-687-1789(TEL)	障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、専用使用料が全額免除。
32	鋳物町庭球場	山形市鋳物町24	山形市総合スポーツセンターテニスコート 023-625-2630(TEL)	障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、専用使用料が全額免除。
33	西部運動広場	山形市大字沼木字新田948	きらやかスタジアム 023-687-1789(TEL)	障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、専用使用料が全額免除。
34	西部庭球場	山形市大字沼木字新田948	山形市総合スポーツセンターテニスコート 023-625-2630(TEL)	障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、専用使用料が全額免除。
35	立谷川運動広場	山形市立谷川二丁目959	きらやかスタジアム 023-687-1789(TEL)	障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、専用使用料が全額免除。

No.	施設名称	所在地	電話・FAX番号	障がい者利用の場合の減免内容
36	球技場	山形市薬師町二丁目22-72	023-674-7096(TEL) 023-674-7097(FAX)	障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、専用使用料が全額免除。
37	山形市馬見ヶ崎プール	山形市小白川町川原1237	023-633-8989(TEL) 023-633-8990(FAX)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで使用料が無料。
38	アリオンテック蔵王シャンツェ(蔵王ジャンプ台)	山形市蔵王温泉字柳平768	アリオンテック蔵王 シャンツェ 023-694-9876(TEL)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで普通使用料が無料。
			蔵王体育館 023-694-9005(TEL) 023-694-2010(FAX)	障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、専用使用料が全額免除。
39	都市公園	各都市公園の所在地	023-641-1212 内線749(TEL) 023-624-8445(FAX)	障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、専用使用料が全額免除。
40	山形市霞城セントラル広場	山形市城南町一丁目1-1	023-641-1212 内線749(TEL) 023-624-8445(FAX)	障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、専用使用料が全額免除。
41	西公園屋内多目的コート	山形市大字門伝字落合河原3114-10	023-643-2450(TEL) 023-643-2456(FAX)	障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、専用使用料が全額免除。
42	西公園テニスコート	山形市大字門伝字落合河原3114-10	023-643-2450(TEL) 023-643-2456(FAX)	障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、専用使用料が全額免除。
43	西公園キャンプ場	山形市大字門伝字落合河原3114-10	023-643-2450(TEL) 023-643-2456(FAX)	障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、専用使用料が全額免除。
44	少年自然の家	東村山郡山辺町大字畑谷字板橋3725	023-643-8533(TEL) 023-643-8574(FAX)	障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、専用使用料が全額免除。
45	道の駅やまがた蔵王	山形市表蔵王79-1	023-676-6868(TEL) 023-676-8844(FAX)	障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、専用使用料が半額免除。
46	小中学校屋内運動場	各小中学校所在地	1 市教育委員会 教育企画課 代表023-641-1212 内線605(TEL) 023-641-2531(FAX) 2 各小中学校の 代表電話番号	障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者の福祉の増進に資するものに使用するとき、専用使用料が全額免除。

(7) 自立支援給付費に係るサービス事業所一覧 (R8.5.1現在)

山形市のホームページに掲載している「障がい福祉サービス事業所ガイド」では、山形市以外の事業所も掲載し、事業所ごとのより詳しい内容がご覧いただけます。

※下記一覧には山形市内の事業所のみ記載。

※障がい児(18歳未満)が使える事業所も含む。

1 居宅介護

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
ニチイケアセンター山形	990-2483	山形市上町三丁目12番6号	023-647-1951
ニチイケアセンター山形中央	990-0832	山形市城西町四丁目18番30号	023-647-7366
ニチイケアセンター山形五十鈴	990-0061	山形市五十鈴二丁目2番68号	023-626-4455
山形市社会福祉協議会居宅介護事業所	990-0832	山形市城西町二丁目2番22号	023-645-9231
わたげの会訪問介護事業所	990-2483	山形市上町一丁目9番17号	023-644-4875
向陽園ホームヘルプステーション心音	990-2363	山形市大字長谷堂字川原4687番地	023-676-5875
せんじゅ在宅サービス	990-2433	山形市鳥居ヶ丘18番1号	023-673-0512
アースサポート山形	990-2451	山形市吉原一丁目11番13号	023-645-7311
くつろ木吉の原訪問介護事業所	990-2453	山形市若宮四丁目1番1号	023-646-0772
愛・訪問介護ステーション山形	990-0833	山形市春日町5番15号	023-647-5553
SOMPOケア 山形桜田 訪問介護	990-2321	山形市桜田西四丁目17番1号 桜田悠々館2階D号室	023-629-8351
セントケア山形	990-0031	山形市十日町三丁目6番43号 ホウユウキャピタル1F	023-615-1014
訪問介護こころ	990-0063	山形市山家町二丁目7番17号	023-687-1882
ニチイケアセンター江俣	990-0861	山形市江俣四丁目20番17号 サンセットアベニュー1階101号室	023-616-6558
ニチイケアセンターみなみはら	990-2413	山形市南原町一丁目18番1号 コーポ青柳102号室	023-627-6233
ホームケア土屋 山形	990-0825	山形市城北町二丁目10番9号 城北ユニテ1F	050-3138-5872
あすなろ訪問介護事業所	990-0813	山形市桜町二丁目7番35号	023-664-3914
医心館 訪問介護ステーション 山形Ⅱ	990-2445	山形市南栄町二丁目14番2号	023-664-2062
訪問介護 アイラ	990-2402	山形市小立四丁目20番3号 アルファA101号室	023-666-4943
訪問介護つばさ	990-0821	山形市北町二丁目6番6号	023-679-4117
愛・訪問介護ステーション山形北	990-0073	山形市大野目三丁目2番7号 レジデンス武田105	023-616-7021
訪問介護こころやまがた	990-2422	山形市中桜田一丁目12番6号 桜田庭学館101	070-1388-9379
指定訪問介護事業所つむぐ縁	990-2473	山形市松栄一丁目3番8号 山形県産業創造支援センター201	023-607-2690
ユースタイルケア山形 重度訪問介護	990-0043	山形市本町二丁目4番62号 ル・ベルパール横町2階D号室	050-1809-3777
ソエルガーデン山形訪問介護	990-0864	山形市陣場一丁目9番27号	023-615-8581

2 重度訪問介護

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
山形市社会福祉協議会居宅介護事業所	990-0832	山形市城西町二丁目2番22号	023-645-9231
わたげの会訪問介護事業所	990-2483	山形市上町一丁目9番17号	023-644-4875
向陽園ホームヘルプステーション心音	990-2363	山形市大字長谷堂字川原4687番地	023-676-5875
せんじゅ在宅サービス	990-2433	山形市鳥居ヶ丘18番1号	023-673-0512
アースサポート山形	990-2451	山形市吉原一丁目11番13号	023-645-7311
くつろ木吉の原訪問介護事業所	990-2453	山形市若宮四丁目1番1号	023-646-0772
愛・訪問介護ステーション山形	990-0833	山形市春日町5番15号	023-647-5553
訪問介護こころ	990-0063	山形市山家町二丁目7番17号	023-687-1882
ニチイケアセンターみなみはら	990-2413	山形市南原町一丁目18番1号 コーポ青柳102号室	023-627-6233
ホームケア土屋 山形	990-0825	山形市城北町二丁目10番9号 城北ユニテ1F	050-3138-5872
あすなろ訪問介護事業所	990-0813	山形市桜町二丁目7番35号	023-664-3914
医心館 訪問介護ステーション 山形Ⅱ	990-2445	山形市南栄町二丁目14番2号	023-664-2062
訪問介護アイラ	990-2402	山形市小立四丁目20番3号 アルファA101号室	023- 666-4943
訪問介護つばさ	990-0821	山形市北町二丁目6番6号	023-679-4117
訪問介護こころやまがた	990-2442	山形市中桜田一丁目12番6号 桜田庭学館101	070-1388-9379
指定訪問介護事業所つむぐ縁	990-2473	山形市松栄一丁目3番8号 山形県産業創造支援センター201	023-607-2690
ユースタイルケア山形 重度訪問介護	990-0043	山形市本町二丁目4番62号 ル・ベルベール横町2階D号室	050-1809-3777
ソエルガーデン山形訪問介護	990-0864	山形市陣場一丁目9番27号	023-615-8581
リエトラケア山形訪問介護	990-0039	山形市香澄町一丁目11番18号 とみひろビル2F	023-616-6690

3 同行援護

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
山形市社会福祉協議会居宅介護事業所	990-0832	山形市城西町二丁目2番22号	023-645-9231
向陽園ホームヘルプステーション心音	990-2363	山形市大字長谷堂字川原4687番地	023-676-5875
訪問介護こころ	990-0063	山形市山家町二丁目7番17号	023-687-1882
訪問介護つばさ	990-0821	山形市北町二丁目6番6号	023-679-4117

4 行動援護

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
向陽園ホームヘルプステーション心音	990-2363	山形市大字長谷堂字川原4687番地	023-676-5875
訪問介護こころ	990-0063	山形市山家町二丁目7番17号	023-687-1882

5 療養介護

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
独立行政法人国立病院機構山形病院	990-0876	山形市行才126番地2	023-684-5566

6 生活介護

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
障害者支援施設いきいきの郷	990-0891	山形市大字成安425番地2	023-681-4765
デイサポートちとせんぼ	990-0811	山形市長町三丁目1番49号	023-674-0437
障害者支援施設 向陽園	990-2363	山形市大字長谷堂字川原4687番地	023-688-5883
デイサポート たんぽぽ工房	990-2483	山形市上町四丁目7番29号	023-646-2510
ワークランドベにばな	990-0832	山形市城西町四丁目2番38号	023-644-1132
指定障害福祉サービス ワーク・ポケット	990-0035	山形市小荷駄町8番34号	023-624-0720
わたしの会社	990-2433	山形市鳥居ヶ丘26番27号	023-633-1903
障がい者支援施設すげさわの丘	990-2367	山形市すげさわの丘727番地47	023-643-6160
障がい者支援施設 山形県リハビリセンター	990-2231	山形市大字大森385番地	023-686-3722
多機能型事業所 夢工房	990-2303	山形市蔵王上野字南坂924番地	023-689-9033
障がい福祉サービス事業所 のぞみの家	990-2403	山形市大字岩波字鬼越3番1	023-624-4825
山形県ワークショップ明星園	990-0811	山形市長町728番地の2	023-684-3781
まある	990-0057	山形市宮町一丁目3番36号	023-666-8382
デイサポート にじいろ	990-0861	山形市江俣一丁目9番26号	023-687-1144
恵光園	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地2	023-688-3531
あゆみケアセンター生活介護事業所	990-0062	山形市鈴川町三丁目1番25号	023-674-9031
ビッグちゃお	990-0025	山形市あこや町三丁目11番7号	023-615-8680
共生型生活介護くつろぎ	990-2453	山形市若宮四丁目1番1号	023-646-0772
あじさい館(あかねヶ丘)	990-2481	山形市あかねヶ丘三丁目3番1号	023-673-0292
指定障害福祉サービス事業所ハーモニィ	990-2445	山形市南栄町一丁目1-72-10	023-647-5575
地域応援生活介護施設ヤンバイダー	990-0057	山形市宮町四丁目21番20号	023-616-5796

7 短期入所

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
障害者短期入所事業所いきいきの郷	990-0891	山形市大字成安425番地2	023-681-4765
指定短期入所事業所すげさわの丘	990-2367	山形市すげさわの丘727番地47	023-643-6160
独立行政法人国立病院機構山形病院	990-0876	山形市行才126番地2	023-684-5566
向陽園ショートステイサービス	990-2363	山形市大字長谷堂字川原4687番地	023-688-5883
あすなろショートステイサービス	990-0811	山形市長町三丁目1番43号	023-681-7773
こまくさ荘短期入所事業所	990-2305	山形市蔵王半郷字戸荻田302番地14	023-665-0023
第1ほのぼの荘	990-2321	山形市桜田西一丁目17番5号	023-664-1166
ショートステイサービス月のひかり	990-2331	山形市飯田西四丁目3番2号	023-665-5385
ショートステイサービス心音	990-2316	山形市大字片谷地122番地17	023-674-8141
山形県リハビリセンター 短期入所事業	990-2231	山形市大字大森385番地	023-686-3722
第2ほのぼの荘	990-2342	山形市大字門伝986番地3	023-666-6061
ワークショップ明星園短期入所事業所	990-0073	山形市大野目三丁目3番39号	023-616-4177
指定短期入所事業所こもれび	990-2422	山形市中桜田二丁目6番8号	023-616-5037
グループホームRASIEL南館	990-2461	山形市大字南館246番地1	023-615-8197
わんらいふ 旅籠町	990-0047	山形市旅籠町三丁目2番14号	023-676-8752
指定共生型短期入所生活介護事業所菅沢荘	990-2367	山形市すげさわの丘46番地	023-646-1160
バンビーナの家	990-2467	山形市富の中一丁目1番66号	023-615-8773

8 就労移行支援

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
就労移行支援事業山形コロニー 就労サポートセンター	990-2322	山形市桜田南1番19号	023-641-7365
チャレンジドジャパン山形センター	990-0039	山形市香澄町一丁目3番15号 山形むらさきビル6階	023-674-8971
ディーキャリア山形オフィス	990-0043	山形市本町一丁目4番27号 セントラル山形ビル8階	023-616-4111
manaby山形事業所	990-0031	山形市十日町一丁目1番34号 リアライズ山形駅前通ビル 2階	023-615-8570
Rickeyクルーズ山形駅前	990-0039	山形市香澄町一丁目3番15号 山形むらさきビル5階	023-616-4201

9 就労継続支援A型

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
就労継続支援事業A型山形福祉工場	990-2322	山形市桜田南1番19号	023-641-1136
株式会社山形包徳福祉事業部	990-0823	山形市下条町二丁目1番4号	023-674-0877
蔵王の恵農場	990-0021	山形市小白川五丁目13番24号	023-674-9111
就労継続支援A型 せいてん	990-0886	山形市嶋南三丁目5番1号	080-4511-6103
self-A・ハニービー山形	990-0039	山形市香澄町二丁目2番41号 柿崎ビル4F	023-633-6333
カルム	990-0039	山形市香澄町三丁目1番7号 朝日生命山形ビル9F	023-674-6620

10 就労継続支援B型

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
サポートスクエアばおばお	990-0052	山形市円応寺町7番10号	023-625-3855
指定障害福祉サービス事業所ハーモニィ	990-2445	山形市南栄町一丁目1-72-10	023-647-5575
ひなぎくアルファー(十日町事業所)	990-0031	山形市十日町三丁目3番14号	023-633-3974
ひなぎくアルファー(城南町事業所)	990-0827	山形市城南町一丁目3番22号	023-645-8766
指定障害福祉サービス事業所未知	990-0827	山形市城南町三丁目6番24号	023-633-9387
ワークランドベにばな	990-0832	山形市城西町四丁目2番38号	023-644-1132
メディアかがやき	990-0022	山形市東山形一丁目5番16号	023-633-3192
就労継続支援事業B型 山形県コロニーセンター	990-2322	山形市桜田南1番19号	023-622-9755
みちのく屋台こんにゃく道場	990-2494	山形市末広町2番6号	023-673-9494
障がい者支援施設 山形県リハビリセンター	990-2231	山形市大字大森385番地	023-686-3722
多機能型事業所 夢工房	990-2303	山形市蔵王上野字南坂924番地	023-689-9033
障がい福祉サービス事業所 のぞみの家	990-2403	山形市大字岩波字鬼越3番1	023-624-4825
山形県ワークショップ明星園	990-0811	山形市長町728番地の2	023-684-3781
就労継続支援事業所ステップアップ霞城	990-0045	山形市桜町3番37号	023-615-1077
わたしの会社	990-2433	山形市鳥居ヶ丘26番27号	023-633-1903
きら夢	990-0024	山形市あさひ町1番26号	023-679-3231
就労継続支援事業所たいよう	990-2445	山形市南栄町一丁目1番70号	023-633-2583
株式会社山形包徳福祉事業部	990-0823	山形市下条町二丁目1番4号	023-674-0877
蔵王の恵農場	990-0021	山形市小白川五丁目13番24号	023-674-9111
デイサポートセンター じゃんぷ	990-2423	山形市東青田二丁目8番13号	023-665-0036
ビバウェーブ 東山形店	990-0022	山形市東山形一丁目7番23号 山形イーストビル	023-676-7177
公德会若宮就労支援センター	990-2451	山形市吉原二丁目15番8号	023-674-8295
ビバウェーブ 山形駅前店	990-0038	山形市幸町6番1号 デーシーエス山形ビル4F	023-679-4303
ミライフーム	990-2341	山形市大字柏倉39番地	023-666-7400
チョコあかねヶ丘	990-2481	山形市あかねヶ丘三丁目14番8号	023-616-7640
就労継続支援B型 Hoaloha	990-0813	山形市桜町四丁目6番11号	023-616-3731
特定非営利活動法人ライムハウス山形事業所	990-0832	山形市城西町四丁目2番6号	023-616-3360
就労支援事業所フィオーレ山形	990-2435	山形市青田四丁目9番26号	023-616-3155
ル セリジェ	990-0043	山形市本町二丁目4番15号 archs senzoku-ya 2F-AB号室	023-666-4222

11 就労定着支援

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
就労定着支援事業山形コロニー 就労サポートセンター	990-2322	山形市桜田南1番19号	023-641-7365
チャレンジドジャパン山形センター	990-0039	山形市香澄町一丁目3番15号 山形むらさきさわビル6階	023-674-8971
ディーキャリア山形オフィス	990-0043	山形市本町一丁目4番27号 セントラル山形ビル8階	023-616-4111

12 就労選択支援

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
就労選択支援事業山形コロニー就労サポートセン ター	990-2322	山形市桜田南1番19号	023-641-7365
障がい福祉サービス事業所 山形県リハビリセン ター	990-2231	山形市大字大森385番地	023-686-3722
チャレンジドジャパン山形センター	990-0039	山形市香澄町一丁目3番15号 山形むらさきさわビル6階	023-674-8971

13 自立生活援助

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
自立生活援助事業所いきいきの郷	990-0891	山形市大字成安425番地2	023-681-4765

14 共同生活援助(包括型)

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
グループホーム支援センター心音	990-2316	山形市大字片谷地上川原122番地17	023-647-7266
ワークショップ明星園共同生活事業所	990-0073	山形市大野目三丁目3番39号	023-616-4177
グループホーム支援センター向陽園	990-2363	山形市大字長谷堂4687番地	023-688-5883
グループホーム支援センターみらい	990-0811	山形市長町三丁目1番49号	023-687-1300
ほのぼの荘	990-2433	山形市鳥居ヶ丘26番27号	023-633-1903
グループホーム 江南	990-0863	山形市江南二丁目10番4号	070-5620-8610
障がい福祉サービス事業所のぞみの家	990-2403	山形市大字岩波字鬼越3番1	023-624-4825
障がい者グループホーム しやるとね	990-2463	山形市富の中三丁目4番17-13号	023-616-4181
わんらいふ	990-0047	山形市旅籠町三丁目2番14号	023-676-8752
アウル障害福祉グループ東北	990-2433	山形市鳥居ヶ丘12番13号	080-7235-2928
グループホームやまがたBASE	990-0829	山形市五日町9番25号	090-7704-3299
グループホームこころ	990-0063	山形市山家町二丁目7番17号	023-687-1882
わいわいホーム	990-2303	山形市蔵王上野字南坂1096番地25	023-689-9033
障がい者グループホーム彩陽	990-0036	山形市三日町二丁目2番55号	023-606-0395
フィオーレ山形北	990-0062	山形市鈴川町二丁目11番5号	023-676-6177
みらいのたね富の中	990-2463	山形市富の中三丁目6番14号	070-1308-4650

15 共同生活援助(外部サービス利用型)

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
ざおう荘	990-2303	山形市蔵王上野字南坂924番地	023-689-9033
指定共同生活援助事業所蔵王	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地の2	023-688-3531
青柳の里	990-2212	山形市上柳25-1番地	023-686-6444
グループホームすずらん寮	990-2445	山形市南栄町一丁目1番70号	023-633-2583
山形県コロニーセンター共同生活援助事業所	990-2322	山形市桜田南1番19号	023-622-9755
グループホーム ことの葉	990-0045	山形市桜町3番37号	023-615-1077
障がい福祉サービス事業所 山形県リハビリセンター	990-2231	山形市大字大森385番地	023-686-3722
グループホームひまわり	990-0832	山形市城西町四丁目2番38号	023-644-1132

16 共同生活援助(日中サービス支援型)

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
指定共同生活援助事業所こもれび	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地の2	023-688-3531
グループホームRASIEL南館	990-2461	山形市大字南館246番地1	023-615-8197

17 宿泊型自立訓練

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
蔵王通勤寮	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地2	023-688-3531
自立訓練(生活訓練)むすび深町	990-2462	山形市深町一丁目4番12号	023-666-4471

18 自立訓練(生活訓練)

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
自立訓練(生活訓練)むすび深町	990-2462	山形市深町一丁目4番12号	023-666-4471

19 自立訓練(機能訓練)

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
ことばのデイルーム奏	990-2451	山形市吉原三丁目1番5号	023-673-9681

20 施設入所支援

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
障害者支援施設 向陽園	990-2363	山形市大字長谷堂字川原4687番地	023-688-5883
障害者支援施設いきいきの郷	990-0891	山形市大字成安425番地2	023-681-4765
障がい者支援施設すげさわの丘	990-2367	山形市すげさわの丘727番地47	023-643-6160
障がい者支援施設 山形県リハビリセンター	990-2231	山形市大字大森385番地	023-686-3722

(8)障がい児通所給付費に係るサービス事業所一覧 (R8.5.1現在)

山形市のホームページに掲載している「障がい福祉サービス事業所ガイド」では、山形市以外の事業所も掲載し、事業所ごとのより詳しい内容がご覧いただけます。

※下記一覧には山形市内の事業所のみ記載。

1 児童発達支援

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
こまくさ学園(児童発達支援センター)	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地の2	023-688-3531
指定児童発達支援事業ひよこ教室	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地の2	023-688-3531
ワクワクひろば	990-0035	山形市小荷駄町2番7号	023-623-6622
音楽なかまアンジェリ	990-0025	山形市あこや町一丁目4番4号	023-679-4045
アーチ	990-0066	山形市印役町1丁目2番38号 リバーサイドアメニティ1階B	023-679-5403
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」山形錦町校	990-0056	山形市錦町11番12号	023-674-0300
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」山形南栄校	990-2445	山形市南栄町一丁目7番19号	023-674-6577
児童発達支援教室 ドレミ	990-0810	山形市馬見ヶ崎二丁目3番20号	023-679-5705
リトルちゃお	990-0025	山形市あこや町三丁目17番6号	023-666-7499
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」山形松波校	990-0023	山形市松波二丁目5番17号 オフィス田代 2階	023-666-3344
アートチャイルドケアSEDスクール山形城西	990-0832	山形市城西町四丁目3番23号 ダイヤ4城西101号室	023-664-0027
キッズサポートていーだ	990-0062	山形市鈴川町三丁目4番8号	023-679-5939
アバンツァーレススポーツやまがた第2	990-0023	山形市松波四丁目2番19号	023-666-6157
リニエブラッツ山形	990-0827	山形市城南町一丁目15番17号	023-673-9388
アーチ鈴川	990-0067	山形市花楸一丁目21番8号	023-666-5392
キッズサポートていーだ南栄教室	990-2445	山形市南栄町一丁目7番19号 1階南	023-616-5535
スパークランド山形	990-0067	山形市花楸一丁目21番15号	023-676-5025
キンダールミナス	990-0057	山形市宮町二丁目5番2号	023-615-8470
こどもリハビリデイサービスゆめ希	990-0810	山形市馬見ヶ崎三丁目21番11号	023-676-8607
KIDS LAND Believe	990-0810	山形市馬見ヶ崎一丁目12番24号	023-666-3989
キッズサポートていーだ松見教室1st	990-2431	山形市松見町11番2号	023-666-4235
キンダールミナスⅡ	990-2461	山形市南館五丁目5番6号 2階	090-7026-8355
児童発達支援・放課後等デイサービス KJ Academy	990-2432	山形市荒楯町一丁目20番15号	023-666-6200
セカンドハウス彩祐結 嶋南の家	990-0886	山形市嶋南三丁目4番32号	023-665-0307

2 居宅訪問型児童発達支援

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
アーチ	990-0066	山形市印役町1丁目2番38号 リバーサイドアメニティ1階B	023-679-5403

3 放課後等デイサービス

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
指定放課後等デイサービス風の子	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地の2	023-688-3531
放課後くらぶ ぐ〜	990-2492	山形市鉄砲町三丁目1番31号	023-624-4131
ワクワクひろば	990-0035	山形市小荷駄町2番7号	023-623-6622
音楽なかまプリモ	990-0025	山形市あこや町一丁目4番4号	023-679-4045
ワクワクひろば泉	990-0068	山形市泉町5番20号	023-622-8912
山形地域福祉事業所 陽だまりクラブ	990-2493	山形市美畑町11番28号	023-622-4775
放課後等デイサービス山形コロニー シード	990-2322	山形市桜田南1番19号	023-665-1414
POCCOやまがた かじょう	990-0825	山形市城北町一丁目9番7号	023-647-6550
まなびのへやバンビーナ松原	990-2313	山形市大字松原800番地5	023-674-6105
児童デイサービス月のひかり	990-2331	山形市飯田西四丁目3番2号	023-665-5385
Harmony山形	990-0066	山形市印役町四丁目2番18号	023-673-9795
アーチ	990-0066	山形市印役町1丁目2番38号 リバーサイドアメニティ1階B	023-679-5403
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」山形錦町校	990-0056	山形市錦町11番12号	023-674-0300
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」山形南栄校	990-2445	山形市南栄町一丁目7番19号	023-674-6577
児童発達支援教室 ドレミ	990-0810	山形市馬見ヶ崎二丁目3番20号	023-679-5705
アバンツァーレススポーツやまがた	990-0810	山形市馬見ヶ崎四丁目3番40号	023-666-6157
ちゃお	990-0025	山形市あこや町三丁目11番7号	023-615-8680
リトルちゃお	990-0025	山形市あこや町三丁目17番6号	023-666-7499
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」山形松波校	990-0023	山形市松波二丁目5番17号 オフィス田代 2階	023-666-3344
ことばのデイルーム奏	990-2451	山形市吉原三丁目1番5号	023-673-9681
すこやか子ども教室	990-0021	山形市小白川町五丁目4番14号	023-664-1372
アートチャイルドケアSEDスクール山形城西	990-0832	山形市城西町四丁目3番23号 ダイヤ4城西101号室	023-664-0027
らいとはうす山形	990-2423	山形市東青田一丁目12番8号	023-616-4537
キッズサポートていーだ	990-0062	山形市鈴川町三丁目4番8号	023-679-5939
アバンツァーレススポーツやまがた第2	990-0023	山形市松波四丁目2番19号	023-666-6157

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
リニエブラッツ山形	990-0827	山形市城南町一丁目15番17号	023-673-9388
アーチ鈴川	990-0067	山形市花楸一丁目21番8号	023-666-5392
放課後等デイサービス ハートテラス山形	990-0832	山形市城西町四丁目7番15号	023-666-6537
ミライスクール深町校	990-2462	山形市深町一丁目2番5号 1階	023-616-7840
キッズサポートていーだ南栄教室	990-2445	山形市南栄町一丁目7番19号 1階南	023-616-5535
Harmony城西	990-0832	山形市城西町四丁目3番19号 1階	023-616-5511
スパークランド山形	990-0067	山形市花楸一丁目21番15号	023-676-5025
キンダールミナス	990-0057	山形市宮町二丁目5番2号	023-615-8470
こどもリハビリデイサービスゆめ希	990-0810	山形市馬見ヶ崎三丁目21番11号	023-676-8607
KIDS LAND Believe	990-0810	山形市馬見ヶ崎一丁目12番24号	023-666-3989
Welhaus	990-0813	山形市松見町四丁目3番12号	023-600-4560
キッズサポートていーだ松見教室1st	990-2431	山形市松見町11番2号	023-666-4235
キンダールミナスⅡ	990-2461	山形市南館五丁目5番6号 2階	090-7026-8355
児童発達支援・放課後等デイサービス KJ Academy	990-2432	山形市荒楯町一丁目20番15号	023-666-6200
セカンドハウス彩祐結 江南の家	990-0863	山形市江南四丁目2番14号	023-674-6646
セカンドハウス彩祐結 嶋南の家	990-0886	山形市嶋南三丁目4番32号	023-665-0307

4 保育所等訪問支援

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
アーチ	990-0066	山形市印役町1丁目2番38号 リバーサイドアメニティ1階B	023-679-5403
ワクワクひろば	990-0035	山形市小荷駄町2番7号	023-623-6622
ミライスクール深町校	990-2462	山形市深町一丁目2番5号 1階	023-616-7840
リニエブラッツ山形	990-0827	山形市城南町一丁目15番17号	023-673-9388
キッズサポートていーだ南栄教室	990-2445	山形市南栄町一丁目7番19号 1階南	023-616-5535
アートチャイルドケアSEDスクール山形城西	990-0832	山形市城西町四丁目3番23号 ダイヤ4城西101号室	023-664-0027
こまくさ学園	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地の2	023-688-3531
キンダールミナス	990-0057	山形市宮町二丁目5番2号	023-615-8470
児童発達支援・放課後等デイサービス KJ Academy	990-2432	山形市荒楯町一丁目20番15号	023-666-6200

(9)相談支援事業所一覧 (R8.5.1現在)

山形市のホームページに掲載している「障がい福祉サービス事業所ガイド」では、山形市以外の事業所も掲載し、事業所ごとのより詳しい内容がご覧いただけます。

※下記一覧には山形市内の事業所のみ記載。

1 障がい者(指定特定相談支援事業者)

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
地域活動支援センター おーる	990-0827	山形市城南町二丁目4番25号	023-647-4266
向陽園地域生活支援センター心音	990-0861	山形市江俣一丁目9番26号	023-679-3244
山形コロニー相談支援センター	990-2322	山形市桜田南1番19号	023-641-2626
ゆあーず	990-0057	山形市宮町一丁目3番36号	023-666-8381
山形市社会福祉協議会障がい者相談支援センター	990-0832	山形市城西町二丁目2番22号	023-646-5660
相談支援事業所まんさく	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地の2	023-688-3531
サポートセンター ハーモニイ	990-2445	山形市南栄町一丁目1-72-10	023-647-5575
障がい者相談支援センターすげさわの丘「ふらっと」	990-2367	山形市すげさわの丘727番地47	023-643-6160
相談支援事業所 山形県リハビリセンター	990-2231	山形市大字大森385番地	023-686-3722
障害者相談支援事業所いきいきの郷 (特定相談支援事業・障害児相談支援事業)	990-0891	山形市大字成安425番地2	023-666-6083
ワクワク相談支援事業所	990-0035	山形市小荷駄町2番7号	023-623-6622
相談支援事業所ちやお	990-0025	山形市あこや町三丁目11番7号	023-615-8680
相談支援事業所かけはし	990-0036	山形市三日町二丁目2番55号	023-666-7065
相談支援事業所むすび深町	990-2462	山形市深町一丁目4番12号	023-666-4471
アウル相談支援事業所山形	990-0038	山形市幸町12番25号フローラtwo101	070-1435-6116
相談支援事業所みらい風	990-0023	山形市松波三丁目5番9号 メゾンドソレイユAB棟B202号	023-664-2506
相談支援事業所 KJ Academy	990-0011	山形市大字妙見寺500番地の1	023-676-7474
相談支援事業所つむぐ緑	990-2473	山形市松栄一丁目3番8号 山形県産業創造支援センター201	070-2306-2690
そうだんのへやバンビーナ	990-2463	山形市富の中一丁目1番66号	070-1273-7796
相談支援センター 彩祐結	990-0886	山形市嶋南三丁目4番32号	023-665-0308

2 障がい児(指定障がい児相談支援事業者)

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
地域活動支援センター おーる	990-0827	山形市城南町二丁目4番25号	023-647-4266
向陽園地域生活支援センター心音	990-0861	山形市江俣一丁目9番26号	023-679-3244
山形コロニー相談支援センター	990-2322	山形市桜田南1番19号	023-641-2626
ゆあーず	990-0057	山形市宮町一丁目3番36号	023-666-8381
山形市社会福祉協議会障がい者相談支援事業所	990-0832	山形市城西町二丁目2番22号	023-646-5660
相談支援事業所まんさく	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地の2	023-688-3531
障がい者相談支援センターすげさわの丘「ふらっと」	990-2367	山形市すげさわの丘727番地47	023-643-6160
障害者相談支援事業所いきいきの郷 (特定相談支援事業・障害児相談支援事業)	990-0891	山形市大字成安425番地2	023-666-6083
相談支援事業所 山形県リハビリセンター	990-2331	山形市大字大森385番地	023-686-3722
ワクワク相談支援事業所	990-0035	山形市小荷駄町2番7号	023-623-6622
相談支援事業所ちやお	990-0025	山形市あこや町三丁目11番7号	023-615-8680
相談支援事業所かけはし	990-0036	山形市三日町二丁目2番55号	023-666-7065
相談支援事業所 KJ Academy	990-0011	山形市大字妙見寺500番地の1	023-676-7474
相談支援事業所みらい風	990-0023	山形市松波三丁目5番9号 メゾンドソレイユAB棟B202号	023-664-2506
相談支援事業所つむぐ緑	990-2473	山形市松栄一丁目3番8号 山形県産業創造支援センター201	070-2306-2690
そうだんのへやバンビーナ	990-2453	山形市富の中一丁目1番66号	070-1273-7796
相談支援センター 彩祐結	990-0886	山形市嶋南三丁目4番32号	023-665-0308

(10)地域生活支援事業登録・指定事業所一覧 (R8.5.1現在)

山形市のホームページに掲載している「障がい福祉サービス事業所ガイド」では、事業所ごとのより詳しい内容をご覧いただけます。

※障がい児(18歳未満)が使える事業所も含む。

1 移動支援(個別支援)

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
山形市社会福祉協議会 障害者移動支援事業所	990-0832	山形市城西町2-2-22	645-9231
わたげの会訪問介護事業所	990-2483	山形市上町1-9-17	644-4875
向陽園ホームヘルプステーション 心音	990-2363	山形市大字長谷堂字川原4687番地	676-5875
ニチイケアセンター山形	990-2483	山形市上町3-12-6	647-1951
ニチイケアセンター山形中央	990-0832	山形市城西町4-18-30	647-7366
みずき介護サービス	991-0003	山形県寒河江市西根字石川西228番1	0237-85-0763
アースサポート山形	990-2451	山形市吉原一丁目11番13号	635-8511
愛・訪問介護ステーション山形	990-0833	山形市春日町5-15 エルエスペランス104	647-5553
特定非営利活動法人 福祉グループコア やまがた県央	994-0013	天童市老野森1丁目5番16号	651-8038
くつろ木吉の原訪問介護事業所	990-2453	山形市若宮4-1-1	646-0772
ニチイケアセンターみなみはら	990-2413	山形市南原町一丁目18番1号	627-6233
ニチイケアセンター江俣	990-0861	山形市江俣四丁目20番17号 サンセットアベニュー1階 101号室	616-6558
訪問介護こころ	990-0063	山形市山家町二丁目7番17号	687-1882
きいろ	990-0301	山辺町大字山辺2711番地18	070-4121-8150
訪問介護つばさ	990-0821	山形市北町二丁目6番6号	679-4117
愛・訪問介護ステーション山形北	990-0073	山形市大野目三丁目2番7号 レジデンス武田105	616-7021
指定訪問介護事業所つむぐ縁	990-2483	山形市上町一丁目8番17-204号 紅霞荘	607-2690
訪問介護アイラ	990-2402	山形市小立四丁目20番3号 アルファA101号室	666-4943

2 移動支援(日中活動サービス)

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
虹のネットワーク	990-2404	山形市大字八森126-5	625-3488
さんさんくらぶ	990-2483	山形市上町1-12-15	645-7108
プチLIFEサポート	990-2332	山形市飯田三丁目2番12号	600-2600
プチLIFEサポート2nd	990-2332	山形市飯田三丁目2番12号	600-2600

3 地域活動支援センター事業

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
地域活動支援センターおーる	990-0827	山形市城南町2-4-25	647-4266
ゆきわり工房「青柳の里」	990-2212	山形市上柳25-1	686-6444
地域活動支援センターほっとステーション	990-0066	山形市印役町1-2-38 リバーサイドアメニティ2F	665-1861
地域活動支援センター未知	990-0827	山形市城南町3丁目6-24	633-9387

4 障がい者自立支援訓練

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
山形県立ふれあいの家	990-0811	山形市長町2-10-20	681-0002

5 訪問入浴サービス

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
山形市社会福祉協議会 障がい者訪問入浴サービス事業所	990-0832	山形市城西町2-2-22	645-9232
株式会社あつふるケアサービス	990-2482	山形市久保田1-7-7	622-1199
アースサポート山形	990-2451	山形市吉原一丁目11番13号	635-8511
アスカ訪問入浴 山形	990-2481	山形市あかねヶ丘3-1-8	050-3317-6800
ほほえみ入浴サービス	994-0068	天童市大字高嶺字金谷1862	655-5303
訪問入浴つばさ	990-0821	山形市北町二丁目6番6号	615-8610
SOMPOケア 上山 訪問入浴	999-3244	山形県上市市石曾根37	695-5611

6 生活訓練等

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
虹のネットワーク	990-2404	山形市大字八森126-5	625-3488
さんさんくらぶ	990-2483	山形市上町1-12-15	645-7108
プチLIFEサポート	990-2332	山形市飯田三丁目2番12号	600-2600
音楽サロン リナッシュェ	990-0025	山形市あこや町一丁目4番4号	679-4045
プチLIFEサポート2nd	990-2332	山形市飯田三丁目2番12号	600-2600

7 日中短期入所

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
日中短期入所事業所 すげさわの丘	990-2367	山形市すげさわの丘727-47	643-6160
向陽園ショートステイサービス	990-2363	山形市大字長谷堂字川原4687	688-5883
のぞみの家	990-2403	山形市大字岩波字鬼越3-1	624-4825
山形育成園	999-3103	上市市金谷字金ヶ瀬1111	673-2575
日中短期入所事業所 恵光園	990-2305	山形市蔵王半郷1366-2	688-3531
独立行政法人 国立病院機構山形病院	990-0876	山形市行才126-2	684-5566
レディアントサポート	992-0053	米沢市松が岬二丁目6番16号	0238-21-2610
バンビーナの家	990-2463	山形市富の中一丁目1番66号	615-8773
山形県立こども医療療育センター	999-3145	上市市河崎三丁目7番1号	673-3366
山形県立やまなみ学園	999-0033	長井市今泉1812	0238-88-9311
山形県立鳥海学園	999-8437	飽海郡遊佐町藤崎字茂森14-178	0234-75-3334
山形県立最上学園	996-0051	新庄市松本55-1	0233-22-1559

8 重度障がい者等就労支援特別事業(就労支援)

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
きいろ	990-0301	山辺町大字山辺2711番地18	070-4121-8150

このしおりについてのお問い合わせ先

〒990-8540

山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市役所 福祉推進部 障がい福祉課

TEL:023(641)1212

内線580・621・371・589・590・549・550

FAX:023(632)7091